

令和8年5月18日
こども教育委員会
こども青少年局

機構及び事務分掌

(令和8年5月)

こども青少年局

こども青少年局
局長 福嶋 誠也

企画部
部長 久保田 淳
担当部長 永松 弘至
担当部長 北川 寛直
(医務担当、こども保健医務監)
<港南区福祉保健センター医務担当部長兼務>
<教育委員会事務局
学校教育部医務担当部長兼務>

青少年部
部長 白石 亜紀子

保育・教育部
部長 渡辺 将
<保育士人材育成シニアリーダー兼務>
担当部長 飯田 学
(保育対策等担当)

企画調整課
課長 許田 重治
担当課長 馬淵 由香
(バマトコ推進担当)
担当課長 安形 和倫

総務課
課長 原 弘岳
<危機管理推進担当兼務>
担当課長 坂 清隆

監査課
課長 岡崎 有希

青少年育成課
課長 吉田 勇一

放課後児童育成課
課長 河原 大

保育・教育支援課
課長 岡本 今日子
担当課長 高林 悠紀
担当課長 八木 慶子
(人材育成・向上支援担当)
<保育士人材育成リーダー兼務>
担当課長 谷口 なおみ
(幼保小連携担当)

企画調整係
係長 佐々木 佑輔
担当係長 後藤 佑介
担当係長 武田 正彦
担当係長 荒木 波香
担当係長 三橋 広樹
担当係長 河村 健吾
(バマトコ推進担当)

庶務係
係長 五十樓 友美
担当係長 小谷 陽介
担当係長 渡部 慶亮
担当係長 高瀬 博子
担当係長 近江 志穂

担当係長 山本 淳一
担当係長 大村 直子
担当係長 松本 慶子
担当係長 那須 康二
担当係長 今井田 浩和
担当係長 吉田 美聡
担当係長 柏村 瑞枝
担当係長 高橋 百合子
担当係長 大岩 真人
担当係長 下瀬 久子
担当係長 岡野 恵美

担当係長 東 明德
担当係長 陣田 翼

担当係長 江場 貴之
担当係長 岡部 裕希
担当係長 堤 大造
担当係長 井上 響
担当係長 平野 聡一
担当係長 小室 達郎

事業調整係
係長 永田 恵
担当係長 國分 享子
(幼保小連携担当)
<教育委員会兼務>
担当係長 加藤 翔
担当係長 小西 亮希
(保育対策担当)
担当係長 渡辺 光
担当係長 小泉 一美

人材育成係
係長 道下 亜子
担当係長 永瀬 誉子
担当係長 佐野 美奈子
担当係長 成勢 祐美子

- 1 こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整
- 2 こども及び青少年に係る統計調査(他の部、課の主管に属するものを除く。)
- 3 横浜市児童福祉審議会
- 4 横浜市子ども・子育て会議
- 5 子ども・子育て支援新制度に係る総合的な企画、調整及び推進
- 6 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進

- 1 局内の文書
- 2 局内の事務事業の連絡調整
- 3 局の危機管理
- 4 他の部、課及び係の主管に属しないこと

- 1 児童福祉に係る事業等の監査に関する企画及び連絡調整
- 2 社会福祉法人(児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。)の設立、定款変更、解散、合併の認可等
- 3 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督
- 4 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令
- 5 児童福祉施設等の監査
- 6 児童福祉施設の建設に対する助成についての検査等
- 7 社会福祉連携推進法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第128条第1号イの社会福祉連携推進法人をいう。以下同じ。)(児童福祉に係る事業のみを行う法人のみを社員とする者に限る。)の認定、定款変更、監督等
- 8 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督

- 1 青少年育成施策に係る企画及び調整
- 2 青少年育成施策の振興に係る事業の実施及び調整
- 3 青少年育成団体
- 4 青少年指導員
- 5 青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理
- 6 公益財団法人よこはまユース
- 7 部内他の課の主管に属しないこと

- 1 放課後児童育成施策に係る企画及び調整
- 2 放課後キッズクラブ事業
- 3 はまっ子ふれあいスクール事業
- 4 放課後児童健全育成事業

- 1 保育・教育に係る企画及び調整(他の部及び課の主管に属するものを除く。)
- 2 保育・教育施設等の運営管理の総合調整
- 3 待機児童対策に係る企画、調整及び推進
- 4 保育所、認定こども園、幼稚園及び小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。同係分担事務5において同じ。)の連携の推進
- 5 保育所、認定こども園及び幼稚園と小学校の接続の推進
- 6 部内他の課の主管に属しないこと

- 1 保育・教育施設等の業務に従事する人材の育成や及び保育・教育の質の向上に係る総合的な企画、調整及び推進
- 2 保育・教育の調査研究
- 3 保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業並びに認可外保育施設の保育内容に係る相談

経理係
係長 安田 翔

- 1 局内の予算及び決算
- 2 局内の予算執行の調整
- 3 物品の出納保管
- 4 局内の財産管理
- 5 その他経理

職員係
係長 小澤 祐大
担当係長 大石 美香
担当係長 佐藤 真知

- 1 こども及び青少年に係る事業に従事する人材の研修、育成等
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理
- 3 局所属職員等の人事
- 4 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務
- 5 局内の組織

市立保育所係
係長 羽鳥 浩祥
担当係長 高田 裕子
担当係長 坂入 章子
担当係長 森山 祐子
担当係長 角野 智美

- 1 市立の保育所の調整
- 2 保育・教育施設等の給食
- 3 保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業並びに認可外保育施設の保育内容に係る相談(人材育成係の主管に属するものを除く。)

子ども福祉保健部
 部長 秋野奈緒子
 <子どもの権利擁護担当兼務>
 担当部長 深海淳一郎
 (児童相談所統括担当)
 担当部長 安達恒介
 担当部長 陶山寧子
 (医務担当)

子ども家庭課
 課長 藤浪博子
 担当課長 長瀬佳代

子ども家庭係
 係長 新谷祐樹
 担当係長(6)
 (子ども家庭センター担当)※1
 担当係長 花田香織

- 母子福祉及び父子福祉(特別乗車券に関するものを除く。)
- 寡婦福祉
- 母子福祉及び父子福祉並びに寡婦福祉に係る社会福祉事業(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条の母子・父子福祉施設に係るものを含む。以下この部において「母子父子寡婦福祉事業」という。)の開始、変更、廃止の届出等
- 母子父子寡婦福祉事業の事業停止命令その他指導及び監督
- 児童福祉、母子福祉、父子福祉、寡婦福祉に係る統計調査
- 部内他の課及び係の主管に属さないこと

手当給付係
 係長 高木良子
 担当係長 奈良貴子
 担当係長 木野知香里
 担当係長 中村隼
 担当係長 金子善行
 担当係長 青木美結

- 児童手当、特別児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当
- 特別乗車券(他の局の主管に属するものを除く。)

子ども家庭課 子ども家庭センター担当係長 ※1

鶴見区福祉保健センター子ども家庭支援課	担当係長	坪内 芳子
港南区福祉保健センター子ども家庭支援課	担当係長	木村 香織
港北区福祉保健センター子ども家庭支援課	担当係長	斉藤 尚子
戸塚区福祉保健センター子ども家庭支援課	担当係長	佐藤 朱美
泉区福祉保健センター子ども家庭支援課	担当係長	横田 慈
瀬谷区福祉保健センター子ども家庭支援課	担当係長	本田 祥子

地域子育て支援課
 課長 櫻井寛大
 担当課長 奥津秀子
 (親子保健担当)

担当係長 中西 勇人
 担当係長 野田 実
 担当係長 奈木 修人
 担当係長 中村 周平
 担当係長 黒崎 亜矢
 担当係長 長島 和蒼
 担当係長 上原 満帆

- 地域における子育て支援に係る企画及び調整(他の部及び課の主管に属するものを除く。)
- 地域における子育て支援の推進
- 母子保健(横浜市保健所事務分掌規則(平成19年3月横浜市規則第30号。以下「保健所事務分掌規則」という。)第4条子ども家庭支援課の項第3号に掲げる事務を除く。)
- 母子の歯科口腔保健
- 不妊相談及び不妊治療費助成

子どもの権利擁護課
 課長 足立篤彦
 担当課長 真館裕子
 (児童施設担当)

児童虐待・DV対策係
 係長 瀬尾由紀子
 担当係長 高橋誠一郎
 担当係長 藤澤 美徳

- 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整(児童相談所の主管に属するものを除く。)
- 児童相談所との連絡調整
- 女性に係る福祉の調整及び相談等(市民局国際平和・ダイバーシティ推進部国際平和・ダイバーシティ推進課の主管に属するものを除く。)

養護支援係
 係長 大屋祐子
 担当係長 後藤 崇
 (施設整備担当)
 担当係長 矢作 武史

- 市立の児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定子ども園及び心身障害児に関する施設を除く。分担事務4を除き、以下この部において同じ。)及び児童相談所の企画、設置及び運営管理
- 児童福祉施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認
- 児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督
- 児童福祉に係る社会福祉事業(児童福祉施設に係るものを除く。以下「児童福祉事業」という。)の開始、変更及び廃止の届出等(障害児福祉保健課の主管に属するものを除く。)
- 児童福祉事業の事業停止命令その他の指導及び監督
- 児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び実施費用並びに法外扶助
- 養育里親名簿等の登録等
- 私立の児童福祉施設の建設に対する助成

母子生活支援施設
 みどりハイム
 所長 加藤 園望

- 配偶者のない女子またはこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童の入所保護及び自立促進のための生活支援

子ども施設整備課
 課長 齋藤 淳一

担当係長 櫻井 洋平
 担当係長 渡部 鮎子
 担当係長 中尾 充
 担当係長 青木 俊春
 担当係長 尾熊 英夫
 担当係長 梅澤 真也
 (整備等担当)

- 保育所等の整備及び助成
- 保育所の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認
- 幼保連携型認定子ども園の設置の認可及び当該施設の休止、廃止等の認可
- 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可並びにこれらの事業の休止及び廃止の承認
- 乳児等通園支援事業の認可並びに当該事業の休止及び廃止の承認
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者の確認(他の課の主管に属するものを除く。)
- 認定子ども園(幼保連携型認定子ども園を除く。)の認定(他の課の主管に属するものを除く。)

保育・教育認定課
 課長 長田 和彦

認定・利用調整係
 係長 川村 昌
 担当係長 細井沙友里
 担当係長 阿武 拓実
 (システム担当)
 担当係長 藤井 絢子
 (収納担当)

- 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る基準等
- 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育所等の利用調整に係る基準等
- 特定教育・保育施設から特定教育・保育を受けたとき及び特定地域型保育事業者から特定地域型保育を受けたときの利用者負担額
- 小学校就学前子どもの保育の必要性(保育・教育運営課の主管に属するものを除く。)
- 子ども・子育て支援法に基づく乳児等支援給付認定等

保育・教育給付課
 課長 坂東 剛

給付係
 係長 大場 敬子
 担当係長 俵 恵利子
 担当係長 萩谷 靖子
 担当係長 岩崎 千里
 担当係長 近藤 詩織

- 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給及び委託費等の支払
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育並びに特定乳児等通園支援事業者の乳児等通園支援に係る助成金の支払
- 施設等利用費
- 横浜保育室事業の助成金の支払
- 認可外保育施設への助成金の支払
- 一時預かり事業等に係る補助金の支払
- その他保育・教育施設等に係る給付費及び助成金(保育・教育運営課の主管に属するものを除く。)
- 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者に係る確認の取消し及び効力の停止
- 認定子ども園(幼保連携型認定子ども園を除く。)の認定の取消し
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認(幼児教育係の主管に属するものを除く。)
- 特定子ども・子育て支援施設等の調査、指導及び監査
- 特定子ども・子育て支援提供者への措置の勧告及び命令
- 特定子ども・子育て支援施設等に係る確認の取消し及び効力の停止
- 横浜保育室事業の運営等(保育・教育給付課及び保育・教育認定課の主管に属するものを除く。)
- 認可外保育施設への助成及び事業停止命令等(保育・教育給付課の主管に属するものを除く。)
- 保育・教育施設等の業務に従事する人材の確保に係る事業
- その他保育・教育施設等の運営管理(保育・教育支援課、保育・教育給付課及び子ども施設整備課の主管に属するものを除く。)

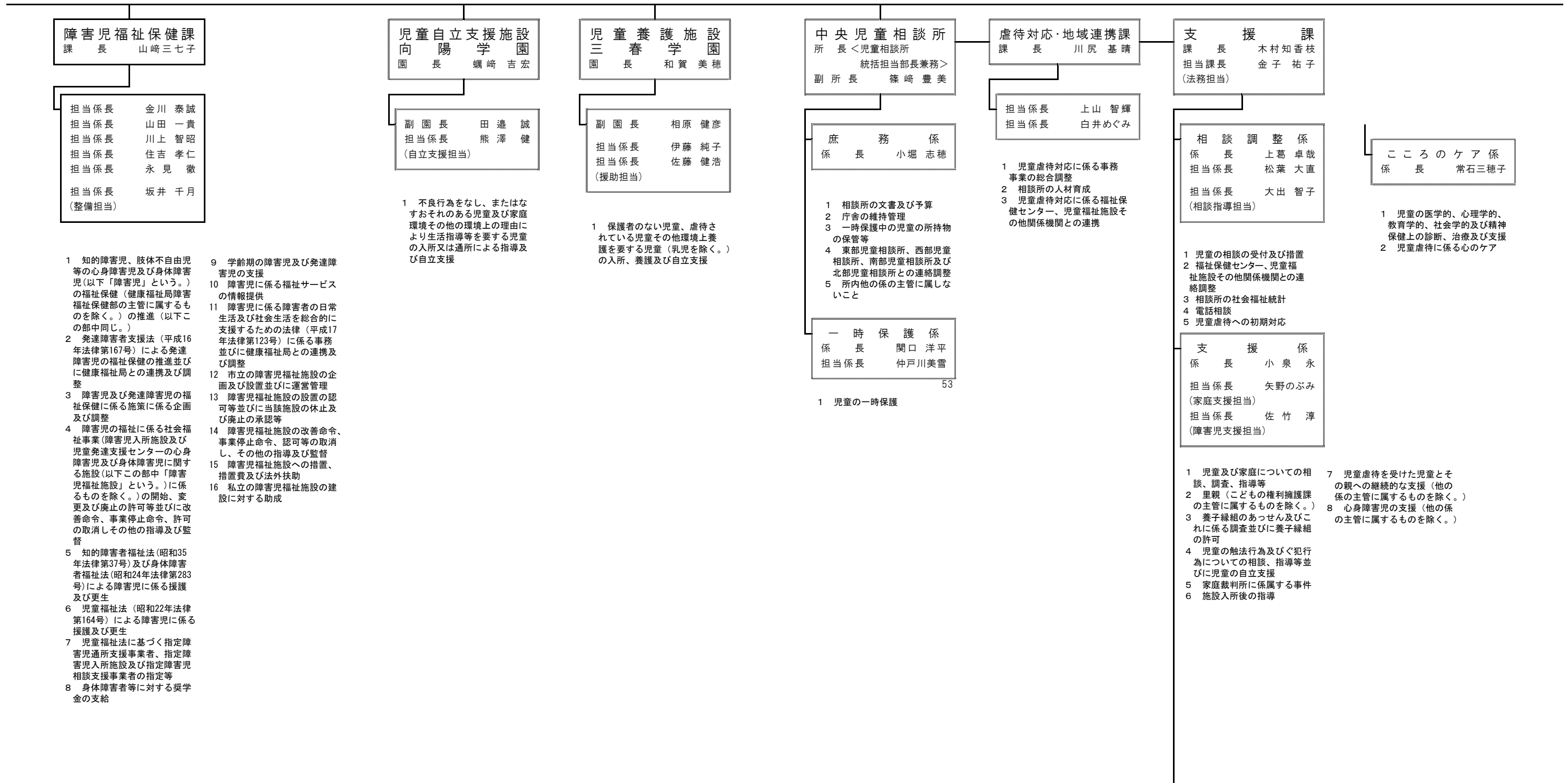
保育・教育運営課
 課長 榎村 瑞光
 担当課長 菊池 潤

運営・指導係
 係長 深川 愛
 担当係長 中村 香菜
 (人材確保等担当)
 担当係長 町田健太郎
 担当係長 加藤健太郎
 担当係長 若山 啓晶
 担当係長 松田 優子
 担当係長 若井茉莉奈
 担当係長 大東 龍弥
 担当係長 高岩 恭子
 担当係長 田邊 智優

- 子ども・子育て支援法に基づく給付費及び委託費(保育・教育給付課の主管に属するものを除く。)
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育並びに特定乳児等通園支援事業者の乳児等通園支援に係る助成(保育・教育給付課の主管に属するものを除く。)
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育並びに特定乳児等通園支援事業者の乳児等通園支援に要した費用に要した費用の利用者負担(保育・教育認定課の主管に属するものを除く。)
- 私立の保育所及び幼保連携型認定子ども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業並びに乳児等通園支援事業の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等
- 特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者への措置の勧告及び命令

幼児教育係
 係長 神田紗弥加

- 幼児教育に係る助成、支援及び振興(保育・教育給付課の主管に属するものを除く。)
- 特定子ども・子育て支援施設等(私学助成を受ける幼稚園に限る)の確認

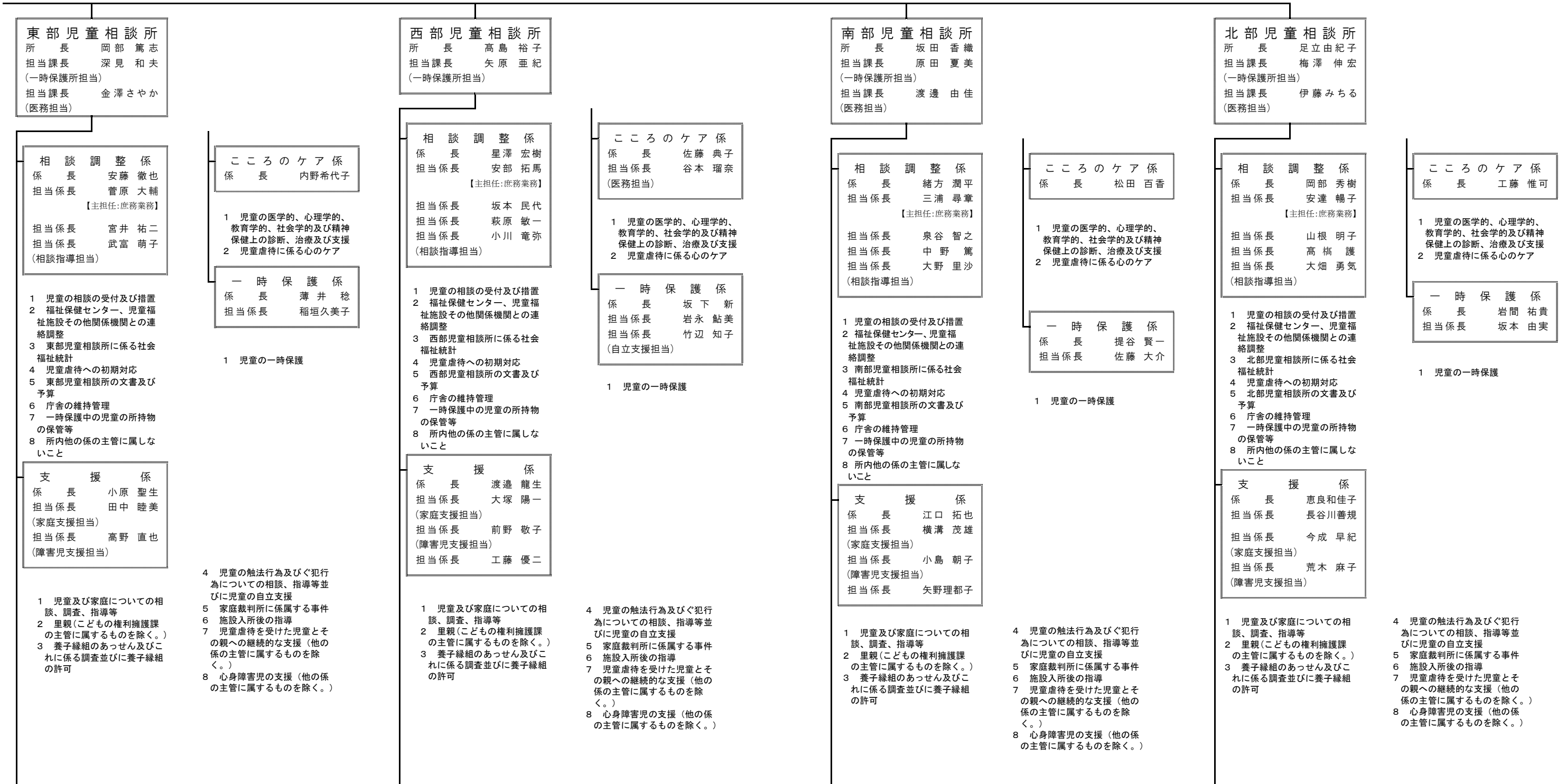


- 1 知的障害児、肢体不自由児等の心身障害児及び身体障害児(以下「障害児」という。)の福祉保健(健康福祉局障害福祉保健部の主管に属するものを除く。)の推進(以下この部中同じ。)
- 2 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)による発達障害児の福祉保健の推進並びに健康福祉局との連携及び調整
- 3 障害児及び発達障害児の福祉保健に係る施策に係る企画及び調整
- 4 障害児の福祉に係る社会福祉事業(障害児入所施設及び児童発達支援センターの心身障害児及び身体障害児に関する施設(以下この部中「障害児福祉施設」という。)に係るものを除く。)の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督
- 5 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害児に係る保護及び更生
- 6 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児に係る保護及び更生
- 7 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定等
- 8 身体障害者等に対する奨学金の支給
- 9 学齢期の障害児及び発達障害児の支援
- 10 障害児に係る福祉サービスの情報提供
- 11 障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に係る事務並びに健康福祉局との連携及び調整
- 12 市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理
- 13 障害児福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等
- 14 障害児福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消し、その他の指導及び監督
- 15 障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助
- 16 私立の障害児福祉施設の建設に対する助成

- 1 不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童の入所又は通所による指導及び自立支援

- 1 保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(乳児を除く。)の入所、養護及び自立支援

53



令和 8 年 度

事業概要

こども青少年局

目次

- ◎ 令和8年度こども青少年局運営方針 1
- ◎ 令和8年度こども青少年局予算総括表 5
- ◎ 全てのこどものウェルビーイングを支える 6
- ◎ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す 9

1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実 . . . 13

- 出産費用助成事業
- 妊婦のための支援給付事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 子育て世代包括支援事業
- 妊婦・産婦健康診査事業
- 妊婦歯科健康診査事業
- 母子保健指導事業
- 乳幼児健康診査事業
- 視聴覚検診事業
- 妊娠・出産サポート事業
- 育児支援事業
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
- 乳幼児発達支援事業
- 不妊・不育相談等支援事業
- 妊産婦・こどもの健康相談事業
- 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業

2 地域における子育て支援の充実 15

- 地域子育て支援拠点事業
- 横浜子育てサポートシステム事業
- 親と子のつどいの広場事業
- 市立保育所・私立保育所等地域子育て支援事業
- 子育て支援者事業
- 親子の居場所事業（常設）従事者のための体系的な研修の実施
- 子育て応援アプリ「パマトコ」事業
- ハマハグ推進事業
- ベビーカーフレンドリーYOKOHAMA
- 子育て応援賃貸住宅における交流促進等事業

3 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等 . . 17

- 「教育・保育給付」の認定を受けたこどもの保育・教育
- 延長保育事業
- にもつ軽がる保育園
- 保育所等における業務効率化
- 市立保育所民間移管事業
- 横浜保育室助成事業
- 認可外保育施設等への助成
- 指導・監査

4 幼児教育の支援 19

- 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費
- 私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～
- 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業
- 私立幼稚園等一時預かり保育事業
- 私立幼稚園等個別支援教育費補助事業
- 私立幼稚園等補助事業
- 私立幼稚園等施設整備費補助事業
- 幼稚園教諭等住居手当補助事業

5 こどもも親も安心して利用できる一時預かりの充実 . . . 20

- 一時預かり事業
- 24時間いつでも預かり保育事業
- 幼稚園等における長時間預かり・一時預かり
- 商業・集客施設等での横浜型短時間預かり事業
- イベント時等の横浜型短時間預かり補助事業
- こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業

6 多様な保育ニーズへの対応 22

- 障害児や医療的ケア児の受入れ推進
- 外国につながるこどもへの支援
- プレイフルラーニングの実施
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

7 保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保 23

- 保育・教育の質向上の仕組みづくり
- 保育・幼児教育職員等研修
- 保育資源ネットワーク構築事業の充実
- 幼保小連携・接続事業
- 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保

8	保育・教育の場の確保 ・・・・・・・・・・・・・25 ○変化する保育ニーズへの対応 ○保育所等の整備 ○保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信	15	DV対策事業 ・・・・・・・・・・・・・34 ○DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 ○若年女性支援事業 ○女性緊急一時保護施設補助事業 ○加害者更生プログラムへの事業費補助 ○母子生活支援施設緊急一時保護事業
9	放課後の居場所づくり ・・・・・・・・・・・・・27 ○放課後キッズクラブ事業 ○小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業 ○放課後児童クラブ事業 ○放課後児童サポート事業 ○小学生の朝の居場所づくりモデル事業 ○特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業 ○プレイパーク支援事業	16	児童扶養手当等 ・・・・・・・・・・・・・34 ○児童扶養手当 ○特別乗車券の交付
10	こども・若者の健全育成の推進 ・・・・・・・・・・・・・29 ○青少年を育む地域の環境づくり ○こども食堂等支援事業 ○青少年育成に携わる団体等の支援 ○青少年関係施設の運営等 ○横浜市子ども・若者支援協議会の運営	17	区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 ・・・・・・・・35 ○児童虐待対策の総合的な推進 ○児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化
11	地域療育センター運営事業 ・・・・・・・・・・・・・30 ○地域療育センター運営事業	18	社会的養育の推進 ・・・・・・・・・・・・・37 ○里親制度等の推進 ○養育支援の充実 ○児童措置費等 ○こどもの意見表明支援事業 ○施設を退所するこども等への支援
12	在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実 ・・・・・・・・・・31 ○障害児通所支援事業等 ○学齢後期障害児支援事業 ○障害児医療連携支援事業 ○特別児童扶養手当支給事務費 ○障害児入所支援事業等	19	ワーク・ライフ・バランスの推進 ・・・・・・・・・・・・・38 ○ワーク・ライフ・バランスの推進
13	困難を抱えやすいこども・若者への支援の充実 ・・・・・・・・・・32 ○地域ユースプラザ事業 ○若者サポートステーションにおける相談・支援 ○困難を抱える若者に対するSNS相談事業 （よこはま子ども・若者相談室） ○ヤングケアラー支援事業 ○寄り添い型生活支援事業	20	計画の推進 ・・・・・・・・・・・・・38 ○こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの推進 ○横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進
14	ひとり親家庭等の自立支援 ・・・・・・・・・・・・・33 ○ひとり親家庭等自立支援事業	21	児童手当 ・・・・・・・・・・・・・39 ○児童手当
		22	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ・・・・・・・・・・・・・39 （母子父子寡婦福祉資金会計） ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業
		◎ 横浜市中期計画2026-2029における施策群別の事業概要掲載項目について ・・・・・・・・・・・・・40	
		◎ 横浜市子どもの貧困対策に関する計画と令和8年度事業概要との関係 ・・・・・・・・・・・・・42	

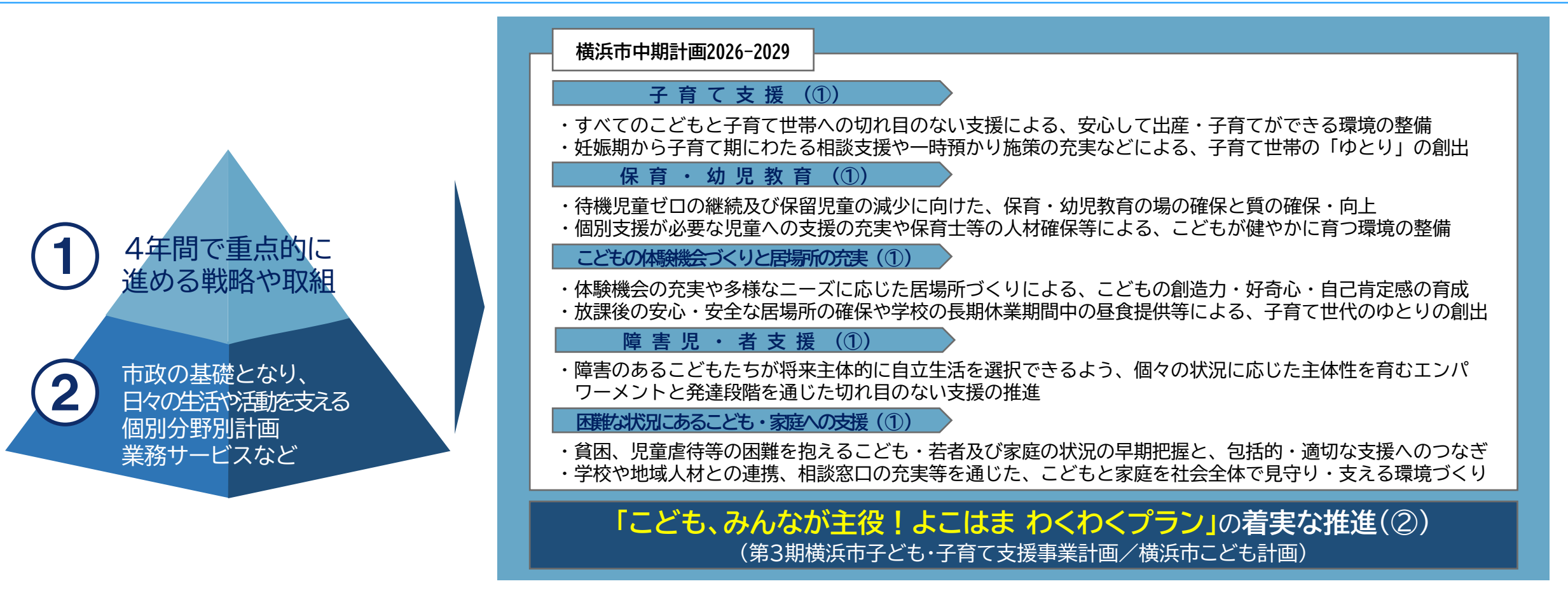
令和8年度 こども青少年局 運営方針

I 基本目標

令和8年度は、現在策定を進めている、「市民の実感」を最上位目標とした「横浜市中期計画2026-2029」※1の初年度です。

市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握、検証しながら取組を推進し、「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」、そして、「明日をひらく都市」の実現につなげます。

こども青少年局では、こどもたちの健やかな成長と子育てしやすいまちの実現に向け、「横浜市中期計画2026-2029」※1に掲げる施策(①)や「よこはま わくわくプラン」を着実に推進します(②)。



令和8年度 こども青少年局 運営方針

II 目標達成に向けた施策

◆生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

だれもが安心して出産・子育てができる環境を整えるため、生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援を充実し、こどもの健やかな育ちを支えます。

新たに5歳児健康診査の実施に向けた体制整備や、3歳児健康診査における視聴覚検査の全区実施、産後母子ケア事業の申請手続きの利便性向上等を行います。

地域子育て支援拠点等の地域における子育て支援の場や機会の拡充にも引き続き取り組めます。

◆保育・幼児教育の場の確保及び質の確保・向上

新中期

政策群4 こども・子育て
施策群7 保育・幼児教育

待機児童ゼロの継続及び保育の必要性が高い保留児童の削減に向けて、特に保育ニーズが高い地域において、既存の保育・教育資源の活用及び地域型保育事業等の新規整備を通じて、1・2歳児を中心とした受入枠の確保を進めます。

就学前児童数の減少等による、今後の保育ニーズの変化を見据え、施設整備によらない待機児童対策も行うとともに、こどもの豊かな育ちを支えるため、保育・教育の質を確保・向上させるための取組を推進します。

◆一時預かりの充実

新中期

政策群4 こども・子育て
施策群6 子育て支援

共働き世帯が増えるなど子育て家庭のライフスタイルが変化中、保護者が気持ちに余裕をもってこどもと向き合い、こどもの健やかな成長につなげていくため、こどもも親も安心して利用できる一時預かりを実施します。

保育所、幼稚園、商業・集客施設、市庁舎・区庁舎(一部)等での一時預かりやこどもが楽しめるプログラム、病児保育等、様々な事業を推進します。

◆こどもの体験機会づくりと居場所の充実

新中期

政策群4 こども・子育て
施策群8 こどもの体験機会づくりと居場所の充実

すべてのこどもが、創造力や好奇心、自己肯定感を育むことができるよう、年齢に応じた体験機会の充実や多様なニーズに応じた居場所づくりに取り組めます。

令和8年度は、放課後キッズクラブを活用した夏季休業期間中のこどもの体験機会の確保や、出張プレイパークの開催支援、公共施設等を活用した青少年の居場所づくり事業のモデル実施等を行います。

◆「パマトコ」の利便性向上

新中期

政策群4 こども・子育て
施策群6 子育て支援

保護者・こども一人ひとりに合わせた情報を提供するとともに、さまざまな手続きを行うことができるアプリ「パマトコ」を運用します。

引き続き、オンライン申請可能な手続きの拡充やポイント機能の実装、手続きの一括申請、各種申請における結果通知のデジタル化等により、さらなる利便性の向上を図ります。

◆障害児支援

新中期

政策群7 障害児・者
施策群15 障害児・者支援

障害のあるこどもたちが将来自らの選択により自立生活を実現できるよう、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力を引き出し、育てていく支援(エンパワーメント)と合わせ、乳幼児期、学齢期、青年期、成人期を通じた切れ目のない支援を推進します。

令和8年度は、地域療育センターにおける「きょうだい児預かり」や医療的ケア児・者等一時預かり事業等を拡充し、支援の充実を進めます。

◆困難な状況にあるこども・家庭への支援

新中期

政策群4 こども・子育て
施策群9 困難な状況にあるこども・家庭への支援

貧困や児童虐待、ひきこもり、ヤングケアラーなどの様々な困難を抱えるこども・若者及びその家庭の状況を早期に把握し、包括的かつ適切な支援へつなげます。

「第3期横浜市こどもの貧困対策に関する計画」の策定や、寄り添い型生活支援事業の拡充などにより、困難を抱えやすいこども・若者への支援の充実に取り組めます。

また、ひとり親家庭に対する総合的な自立支援やDV被害者等とそのこどもに対する、相談、保護、自立に至るまでの切れ目のない支援を行います。

◆区と児童相談所における児童虐待への対応の強化

新中期

政策群4 こども・子育て
施策群9 困難な状況にある
こども・家庭への支援

区役所の相談支援機能の強化、区役所窓口の多言語通訳対応、児童相談所の環境改善等により、総合的な児童虐待防止対策を強化・推進します。

I 基本目標で示した、「①4年間で重点的に進める戦略や取組」に関連する主な施策は

新中期 マークを付けています

令和8年度 こども青少年局 運営方針

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

令和5年1月に策定された「行政運営の基本方針」を踏まえ、持続可能な市政の実現に向けて職員一人ひとりが「市民目線」と「スピード感」を持って業務に取り組めるよう組織運営を行います。また、先を見据えて、将来を担うこどもたちの健やかな育ちを支え、より多くの皆様に「横浜で子育てしたい」と思ってもらえるよう、子育て世代に向けた新たな施策の創出に、組織一丸となってチャレンジしていきます。

1 人材育成・チーム力の強化

- 職員一人ひとりが、常に「こどもにとってどうか」、「この取組は、こどものためになっているのか」という視点で考え、判断し、行動します。
- 「横浜市人材育成ビジョン」を踏まえ、OJTや研修参加など、各職員の能力開発と係長昇任等を見据えたキャリア形成支援に取り組めます。
- 一時保護所や施設をはじめ、こどもに関わるすべての職場において、職員一人ひとりがこどもの人権と安全、安心を守るという強い意識を持って取組を進めます。
- 区や関係局とも組織を超えて連携し「チーム横浜」として施策・事業に取り組めます。区の専門職が個別支援・地域支援双方の業務に注力できるよう、あらゆる業務の効率化について、区局連携により取組を進めます。

2 持続可能な財政運営の推進

- 中長期の運営といった経営的な視点や、組織の壁を越えた「全体最適」の観点から、「創造・転換」を議論し、歳出改革の実行につなげます。「歳出改革基本方針」を職場内で共有し、職場内外での議論を重ね、施策・事業の「選択と集中」による新陳代謝や財源確保に取り組み、横浜のこどもや子育て家庭のために必要な事業を実施します。
- 責任職は、職員からの自由な発想、柔軟な視点での意見や提案を促し、これまで当たり前に行ってきた事業・取組の改善や見直しにつなげます。
- 職員一人ひとりが持続可能な市政運営の実現に取り組んでいくことを「自分事」とし、変化し続ける市民ニーズや社会・経済情勢に「市民目線」「スピード感」「全体最適」の視点で対応し、「創造・転換」にチャレンジする、意識イノベーションを推進します。

3 ワーク・ライフ・バランスの実現とワークスタイル改革の推進

- プライベートの時間を大切にすることは、質の高い仕事と持続可能な働き方にも繋がります。職員一人ひとりが、働き方を見直し、仕事以外の「生活」との調和を図り、心身ともに健康でいきいきと働ける職場環境づくりを推進します。
- 責任職は、計画的な年次休暇の取得や長時間労働の是正をはじめ、出生支援休暇や男性職員の育児休業の取得、介護休暇など、職員の状況に応じた仕事と家庭の両立を積極的に支援します。
- ペーパーレスや会議の効率化の取組を継続するとともに、フレックスタイムやテレワーク、Teams、モバイルアクセスの活用等、ワークスタイル改革を推進します。

4 市民満足（CS）と職員満足（ES）の向上

- 「市民目線」と「スピード感」を重視して、こどもの視点に立った支援や子育て世代への支援を行い、「子育てしやすいまち」を目指すとともに、市民や事業者寄り添ったわかりやすく丁寧な対応を心がけます。
- 年齢や性別、職種、経験年数、雇用形態等を問わず、職員が意欲と能力を最大限発揮できる組織づくりを推進します。責任職は、職員一人ひとりとのコミュニケーションを大切にし、相談しやすい、協力し合える職場をつくりまします。
- 責任職は、日々の取組への感謝や今後への期待を具体的に示し、働きがい高めるマネジメントを行います。
- 事務処理ミスや不祥事の防止、情報セキュリティ対策を進めるなど、職場全体でリスクマネジメントに取り組めます。
- 様々な機会を捉え、GREEN×EXPO 2027の成功に向けた機運醸成に取り組めます。

5 協働と共創の推進

- こどもの健やかな成長を社会全体で支えるため、関係機関や地域・NPO等と連携し、現場の声を生かした施策立案・改善と新たな事業創出を進めます。

重点テーマ I

全てのこどもの ウェルビーイングを支える

- 1 | 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築
- 2 | こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実
- 3 | 年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

重点テーマ II

子育て家庭が実感できる 「ゆとり」を生み出す

- 1 | 時間的負担感の軽減
- 2 | 精神的負担感の軽減
- 3 | 経済的負担感の軽減

施策分野 1

全てのこども・
子育て家庭への
切れ目のない支援

- 1 | 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
1 | 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
- 2 | 地域における子育て支援の充実
2 | 地域における子育て支援の充実
- 3 | 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続
3 | 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等
4 | 幼児教育の支援 5 | こどもも親も安心して利用できる一時預かりの充実
6 | 多様な保育ニーズへの対応
7 | 保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保 8 | 保育・教育の場の確保
- 4 | 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進
9 | 放課後の居場所づくり 10 | こども・若者の健全育成の推進
- 5 | 障害児・医療的ケア児等への支援の充実
11 | 地域療育センター運営事業
12 | 在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実

施策分野 2

多様な境遇にある
こども・子育て家庭
への支援

- 6 | 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実
13 | 困難を抱えやすいこども・若者への支援の充実
- 7 | ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援
14 | ひとり親家庭等の自立支援 15 | DV対策事業 16 | 児童扶養手当等
22 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
- 8 | 児童虐待防止対策と社会的養育の推進
17 | 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 18 | 社会的養育の推進

施策分野 3

社会全体での
こども・子育て支援

- 9 | 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進
19 | ワーク・ライフ・バランスの推進 21 | 児童手当

計画の推進

- 20 | 計画の推進

令和8年度 こども青少年局予算総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項 目	令和7年度	令和8年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	412,345,779	422,487,999	10,142,220	2.5	
青少年費 (※)	25,076,239	26,161,508	1,085,269	4.3	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	245,243,013	254,329,161	9,086,148	3.7	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども 福祉保健費	142,026,527	141,997,330	△ 29,197	△ 0.0	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、 児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸 支 出 金	467,318	466,737	△ 581	△ 0.1	
特別会計繰出金	467,318	466,737	△ 581	△ 0.1	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	412,813,097	422,954,736	10,141,639	2.5	

(特別会計)

(単位：千円)

項 目	令和7年度	令和8年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
母子父子寡婦 福祉資金会計	320,099	619,069	298,970	93.4	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特 別 会 計 計	320,099	619,069	298,970	93.4	

全てのこどもの ウェルビーイングを 支える

横浜の全てのこどもたちが、地域の関わりの中で、豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、心身の状況や置かれている環境等に関わらず一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

3つの方向性と令和8年度の主な事業・取組

1 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築

こども本人や子育て家庭へ必要な支援を着実に届けることができる体制を整備し、こども一人ひとりが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできる地域づくりを進めていきます。

こどもたちの安全・安心を守ることができるよう地域や関係機関とも連携しながら、こどものSOSに気づくための見守りや、安全・安心につながるまちづくりを推進します。

主な事業・取組	本文
(1) 区役所の相談支援機能の強化〈拡充〉（「児童虐待対策の総合的な推進〈拡充〉」の一部） 【1億5,842万円】	P35
(2) 寄り添い型生活支援事業〈拡充〉 【5億1,811万円】	P32
(3) 困難を抱える若者に対するSNS相談事業（よこはま子ども・若者相談室） 【6,233万円】	P32
(4) 地域ユースプラザ事業 【1億3,731万円】	P32
(5) 若者サポートステーションにおける相談・支援 【1億2,437万円】	P32
(6) ヤングケアラー支援事業 【2,458万円】	P32
(7) 思春期・接続期支援事業（「ひとり親家庭等自立支援事業〈拡充〉」の一部） 【3,062万円】	P33
(8) 若年女性支援事業 【871万円】	P34

2 こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実

ライフステージを通して、全てのこどもが、安心・安全で自分らしく過ごせるよう、多様なニーズに応じた居場所づくりに取り組みます。

また、豊かな創造力や好奇心、自己肯定感を育むことができるよう、年齢に応じた遊びや自然・社会・文化的な体験活動等に接する機会の充実を図ります。

主な事業・取組	本文
(1) 地域子育て支援拠点事業〈拡充〉 【13億8,772万円】	P15
(2) 親と子のつどいの広場事業〈拡充〉 【8億148万円】	P15
(3) 市立保育所・私立保育所等地域子育て支援事業〈拡充〉 【4億2,186万円】	P16
(4) 子育て支援者事業 【7,012万円】	P16
(5) プレイフルラーニングの実施〈拡充〉 【865万円】	P22
(6) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）〈拡充〉 【1億1,587万円】	P22
(7) プレイパーク支援事業〈拡充〉 【7,027万円】	P28
(8) 青少年の地域活動拠点づくり事業〈拡充〉（「青少年を育む地域の環境づくり」の一部） 【1億2,768万円】	P29
(9) こども食堂等支援事業〈拡充〉 【3,266万円】	P29
(10) 青少年関係施設の運営等 【9億3,313万円】	P29

3つの方向性と令和8年度の主な事業・取組

3 年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

多様な形で現れるこどもの思いや願いを受け止める姿勢をもち、その年齢・発達の程度に応じて、こどもが意見を表明できる機会の確保に努めていきます。また、こどもが関わるあらゆる施策において、こどもの意見を施策に反映するための取組を継続的に進めていきます。

主な事業・取組	本文
(1) 児童相談所一時保護施設及び児童養護施設等で生活するこどもの意見表明支援〈拡充〉 【1,731万円】	P36、37
(2) こどもの意見を大切にしている取組の推進（「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの推進〈拡充〉」の一部） 【346万円】	P38
(3) 「よこはま☆保育・教育宣言」の理解促進・実践／研修・研究の取組支援等による専門性の向上及び質の向上（「保育・教育の質向上の仕組みづくり」「保育・幼児教育職員等研修」の一部） 【1億3,890万円】	P23
(4) 【再掲】青少年の地域活動拠点づくり事業〈拡充〉（「青少年を育む地域の環境づくり」の一部） 【1億2,768万円】	P29
(5) こどもの貧困対策推進事業（第3期こどもの貧困対策に関する計画の策定）〈拡充〉 【2,000万円】	P38

【参考】こどもの性被害防止に向けた取組

「児童相談所一時保護所入所中の児童に対する盗撮事件に関する再発防止策検討報告書」（令和7年12月）を踏まえ、こどもの性被害防止に向けた取組を実施します。

1 加害行為を起こさない仕組みづくり

8年度は、全ての一時保護施設の共用部に防犯カメラの追加設置を進めます。また、保育所等の児童福祉施設等において、性被害防止対策に要した備品購入費等への補助やこどもに直接関わる職員を対象にした性被害防止研修を引き続き実施します。

主な事業・取組	本文
(1) 一時保護施設における防犯カメラの追加設置のための設計（新規） 【535万円】	P36
(2) 児童福祉施設等におけるこどもの性被害防止対策のための備品購入費等の補助 【9,619万円】※	P23、28
(3) 児童福祉施設等におけるこどもの性被害防止対策のための研修の実施 【1,507万円】※	P23、P28

2 一時保護施設夜間指導員の採用、育成指導

会計年度任用職員の応募資格に、法令に違反した者や過去に不適切行為を行った者等は採用しない旨を明記するほか、夜間指導員への必要な研修時間を確保します。

3 こどもが相談しやすい環境づくり

児童相談所職員を対象に、傾聴スキル向上を目的としたコミュニケーション技術研修や、暴力防止プログラムを取り入れ予防教育を実践します。

8年度は、一時保護施設入所中の児童が意見を表明できる機会を増やすため、アドボケイトへの相談回数を月1回から2回へ増やします。

主な事業・取組	本文
(1) 職員向け研修の実施 【981万円】※	P36
(2) アドボケイト相談の実施 【1,731万円】	P36

【参考】関係区局との連携による

不登校支援・いじめ対策、子ども・若者の自殺対策強化

子どもや家庭に対する様々な相談窓口の積極的な活用を図るとともに、子どもが安心できる多様な居場所づくりを進めるなど、教育委員会事務局等と連携し、不登校児童生徒支援やいじめ防止対策に取り組めます。

SOSの察知（早期発見・未然防止）

～主な取組～

- 区役所の子ども家庭相談《区役所》
- 児童相談所による相談《子ども青少年局》
- よこはま子ども・若者相談室《子ども青少年局》
- 1人1台端末を活用した毎日の健康観察《教育委員会事務局》

子どもや家庭へのサポート

～主な取組～

- 区役所、児童相談所等の要保護児童対策地域協議会の枠組みによる支援《子ども青少年局・区役所》
- 課題に応じた個別的な支援（寄り添い型生活支援事業、ヤングケアラー支援事業、ハートフルセンター等）《子ども青少年局・教育委員会事務局》

学校における不登校児童生徒支援・いじめ防止対策《教育委員会事務局》

自殺リスクの高い子ども・若者への対応に苦慮する教員や支援者に対して対応方法等について支援するため、「子ども・若者の自殺対策強化チーム」により、健康福祉局、教育委員会事務局等と連携して取組を進めます。

子ども・若者の自殺対策強化チーム

《健康福祉局・子ども青少年局・教育委員会事務局》

- 関係区局職員と、精神科医・心理士等の専門家で構成
- 教員や支援者に対して、本人への接し方、危機介入、家族支援の方針のほか、医療・相談機関、地域の居場所など社会資源へつながるよう支援

〈関連する他局の主な取組〉

1 多機関連携による子ども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築

【教育委員会事務局】

不登校児童生徒支援事業／地域等と連携したいじめ等の防止／日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実／放課後学び場事業／よこはま学援隊／安全教育・防災対策の推進／子どもの交通安全対策の推進

【道路・交通政策局】

子どもの通学路交通安全対策事業

【市民局】

地域防犯活動支援事業
デートDV・DV防止事業

【健康福祉局】

寄り添い型学習支援事業

2 子どもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実

【にぎわいスポーツ文化局】

子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業・トップスポーツチーム連携事業／子どもの文化体験推進事業／MICE次世代育成事業／大規模文化イベントによるにぎわい創出事業／フェスティバルによるにぎわい創出事業／文化施設運営事業

【教育委員会事務局】

子どもアドベンチャーカレッジ事業

【みどり環境局】

安全・安心な公園づくり／子どもログハウスリノベーション

【港湾局】

子どもと港とのふれあい機会の創出

子育て家庭が実感できる 「ゆとり」を生み出す

誰もが安心して出産・子育てができ、保護者が気持ちに余裕をもってこどもに向き合うことで、こどもの健やかな成長と、親子の笑顔や幸せにつながるよう、引き続き、時間的・精神的・経済的負担感の軽減を図り、子育て家庭の「ゆとり」を創り出します。

3つの方向性と令和8年度の主な事業・取組

1 時間的負担感の軽減

仕事との両立や家事、育児等で日々忙しい保護者の時間的な負担感を軽減し、こどもに向き合う時間の充実や生活満足度の向上につなげます。

主な事業・取組	本文
(1) 一時預かり関連 ・ 一時預かり事業〈拡充〉 (保育所等での一時保育事業〈拡充〉、乳幼児一時預かり事業〈拡充〉、土日祝日一時預かり事業(仮称)〈拡充〉) 【26億2,667万円】	P20
・ 24時間いつでも預かり保育事業 【8,913万円】	P20
・ 商業・集客施設等での横浜型短時間預かり事業〈拡充〉 【7,953万円】	P21
・ イベント時等の横浜型短時間預かり補助事業〈拡充〉 【2,796万円】	P21
・ こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業〈拡充〉 【1,280万円】	P21
(2) 子育て応援アプリ「パマトコ」事業〈拡充〉 【3億9,800万円】	P16
(3) にもつ軽がる保育園 【4億1,433万円】	P18
(4) 長期休業期間中の放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブでの昼食提供事業(「放課後児童サポート事業〈新規・拡充〉」の一部) 【1億7,470万円】	P28
(5) 小学生の朝の居場所づくりモデル事業 【3,521万円】	P28

2 精神的負担感の軽減

保護者が不安や孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、精神的負担感の軽減に向けた取組を進めます。

主な事業・取組	本文
(1) 妊産婦・こどもの健康相談事業 【1億914万円】	P14
(2) ベビーカーフレンドリーYOKOHAMA〈新規〉 【2,000万円】	P16
(3) 妊娠・出産相談支援事業(「妊娠・出産サポート事業〈拡充〉」の一部) 【4,067万円】	P14
(4) 子育て応援賃貸住宅における交流促進等事業〈新規〉 【200万円】	P16
(5) 【再掲】一時預かり関連 ・ 一時預かり事業〈拡充〉 (保育所等での一時保育事業〈拡充〉、乳幼児一時預かり事業〈拡充〉、土日祝日一時預かり事業(仮称)〈拡充〉) 【26億2,667万円】	P20
・ 24時間いつでも預かり保育事業 【8,913万円】	P20
・ 商業・集客施設等での横浜型短時間預かり事業〈拡充〉 【7,953万円】	P21
・ イベント時等の横浜型短時間預かり補助事業〈拡充〉 【2,796万円】	P21
・ こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業〈拡充〉 【1,280万円】	P21
(6) 病児・病後児保育事業〈拡充〉 【6億8,009万円】	P21

3つの方向性と令和8年度の主な事業・取組

3 経済的負担感の軽減

子育て家庭が安心してこどもを生み・育てることができる環境づくりの一環として、経済的負担感の軽減に向けた支援を進めます。

主な事業・取組	本文
(1) 妊婦・産婦健康診査事業 【30億5,302万円】	P13
(2) 出産費用助成事業 【15億2,950万円】	P13
(3) 妊婦のための支援給付事業 【23億4,830万円】	P13
(4) 児童扶養手当 【85億3,407万円】	P34
(5) 児童手当 【700億4,071万円】	P39
【参考】物価高対応子育て応援手当支給事業 (111億7,484万円) ※令和7年度12月補正予算。 令和8年度へ一部明許繰越	—

※一部支給が令和8年度になるため

〈関連する他局の主な取組〉

- 1 時間的負担感の軽減** 【教育委員会事務局】
中学校給食事業
- 2 精神的／経済的負担の軽減** 【建築局】
子育て世代転入・定住促進事業〈新規〉
- 3 経済的負担感の軽減** 【健康福祉局】
小児医療費助成事業〈拡充〉
【教育委員会事務局】
小・中学校等給食物資購入事業〈新規〉

【参考】親も子もあんしん「よこはまの一時預かり」

7年度は多様な預かりニーズに応えるため、「安心」と「利用しやすさ」を両立したモデル事業を多方面で実施しました。これらの実績を踏まえ、8年度は実施場所の拡充や利便性の向上を図り、子育て家庭の「ゆとり」を創り出し、親子の笑顔や幸せにつなげるよう「よこはまの一時預かり」をさらに充実させていきます。

分類	取組事項	内容
短時間 預かり	商業・集客施設等での横浜型短時間預かり事業〈拡充〉	保護者の預かりに対する心理的な抵抗感の軽減を目的として、身近な商業・集客施設で短時間の預かりを施設を拡充し実施
	イベント時等の横浜型短時間預かり事業〈拡充〉	預けやすい環境の整備を目的として、イベント会場等で短時間預かりを実施する事業者への費用補助を実施
	こどもが楽しめるプログラム付き一時預かり事業〈拡充〉	英語遊びやダンス、工作など、こどもが楽しめる預かりプログラムを身近な場所（地区センター）で実施
土日祝日 預かり	市庁舎での土日祝日預かり事業	土日祝日の預かりニーズに応えるため、市庁舎内での一時預かりを8年度から通年でモデル実施
	区庁舎での土日祝日預かり事業〈新規〉	市庁舎内での土日祝日預かりの実績を踏まえ、区庁舎内での一時預かりをモデル実施
その他 (手続)	利用手続のオンライン化〈拡充〉	条件を満たした場合の面談の省略（モデル）や、専用枠を設けている施設の利用予約のオンライン対応を100%実施

パマトコ 子育て応援アプリ

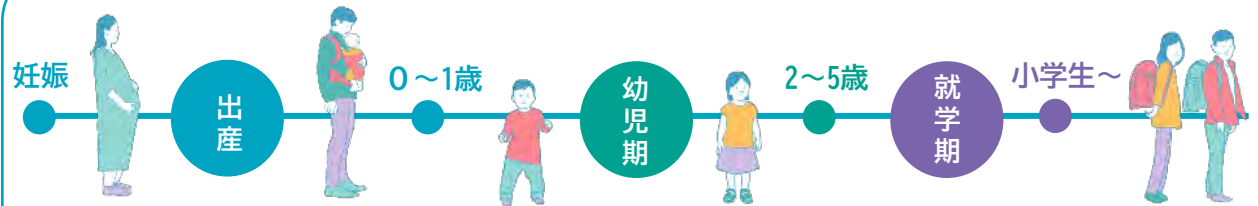
パマトコ
YOKOHAMA



スタートから約2年で、登録者数 16万人突破！
申請 29万件受付！（令和8年3月末現在）

子育て応援アプリ「パマトコ」は、子育てに役立つ情報を集約するとともに、さまざまな手続きをオンラインで行うことができるアプリです。検索機能に加え、お子さんの年齢やお住まいの地域に合わせたタイムリーな情報をお届けします。これまで子育てに関する情報収集や手続きに要していた時間をお返することで、子育て中のみなさまの時間的・精神的負担感を軽減します。

妊娠期から学齢期まで、各子育て家庭のライフステージに対応



妊娠出産期の申請

出産時の様々な手続きは
パマトコからオンラインで
らくらく申請

オンライン申請

いつでも相談・一時預かり

24時間いつでも専門家に相談
一時預かり等の利用も
パマトコで入り口が一つに

いつでも相談

一時預かり

プッシュ通知

図書館

学齢期における活用

学校や放課後児童
クラブ等とのやり取り
図書館からのおすすめも

イベント検索

子育て応援マガジン

キッズクラブ・
学童クラブ

母子健康手帳

やることリスト

学校

令和8年度も、パマトコで できることがさらに増えます！

ポイント機能の実装、手続きの一括申請、各種申請における結果通知のデジタル化など、市民の皆さまのより一層の利便性向上に取り組んでいきます。

1 パマトコポイント（仮称）

パマトコで貯めて、使える！



利用イメージ

- パマトコの利用やイベント参加でポイント獲得
→子育てに役立つ商品や施設、子育て施策で利用でき、地域の活性化にもつなげます。

2 一括申請・手続きナビ

パマトコでらくらく一括申請！



利用イメージ

- 過去の履歴を参照し自動入力
- 複数の手続きをまとめて入力、一括申請
→申請漏れや手続きの負担を減らし、利便性を向上します。

3 申請結果通知等のデジタル化

結果通知までパマトコで完結！



利用イメージ

- これまで紙で郵送されていた結果通知等をデジタル化
→迅速性・利便性の向上に加え、紙・印刷費等の削減による効率化につなげます。

パマトコはこれからも、いただいた声をかたちにすることで、
市民の皆さまの「実感」につなげます。

■ 施策分野 1

基本施策 ①

1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

千円

本年度	9,659,744	本年度の 財源内訳	国	2,857,633
前年度	10,083,127		県	202,276
差引	△ 423,383		その他	12,959
			市費	6,586,876

事業内容

誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりに向け、生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援を充実することで、こどもの健やかな育ちを支えます。

重点II

1 出産費用助成事業 15億2,950万円 (19億1,372万円)

経済的負担の軽減を図り、安心して出産できる環境を整えるため、出産した方を対象に助成金を支給します。

(1) 支給対象者

妊娠12週を超えて(85日以上)出産し、出産日から申請日現在まで継続して市内に住民登録があり、健康保険に加入している方

(2) 支給額

1児につき9万円

ただし、加入している健康保険から付加給付が支給される場合は、その額を控除した金額

重点II

2 妊婦のための支援給付事業 23億4,830万円 (19億4,525万円)

妊婦に着目した給付として、妊娠期と出産後の合計2回の給付を行うことで、それぞれの時期に応じた経済的負担の軽減を図ります。

1回目(妊娠届出後): 5万円、2回目(出産後): 5万円×胎児の数

3 妊婦等包括相談支援事業 8,427万円 (8,273万円)

妊娠期から切れ目のない支援を行うため、妊娠後期や出産後に支援が必要な妊産婦に対して、区福祉保健センターの母子保健コーディネーター等が、電話や対面での相談に応じます。

4 子育て世代包括支援事業 4億1,052万円 (6億5,427万円)

母子保健コーディネーターが、妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や、母子保健サービスの案内を行い、妊婦や養育者の不安軽減を図り、横浜市版子育て世代包括支援センターとして支援します。

重点II

5 妊婦・産婦健康診査事業 30億5,302万円 (32億3,874万円)

(1) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実を図るため、補助券等により妊婦健康診査費用の一部を助成するとともに、妊婦健康診査費用助成金(5万円)の上乗せにより、経済的負担を軽減します。

(2) 産婦健康診査

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成します。

6 妊婦歯科健康診査事業 5,336万円 (5,412万円)

妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ、母体と胎児の健康増進を図るため、歯科医療機関に委託し、歯科健診を実施します。

7 母子保健指導事業 6,860万円 (7,035万円)

母体の保護並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るため、母子健康手帳の交付、子育てガイドブックの配布、母親(両親)教室の開催、保健指導や母子訪問を実施します。また、養育者等に講演会、相談及び指導を通じて、小児ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等、アレルギー疾患・スキンケア等についての正しい知識の普及啓発を行います。

8 乳幼児健康診査事業〈拡充〉 9億9,223万円 (10億4,829万円)

(1) 乳幼児健康診査

区福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、必要な支援につなげるとともに、生活習慣の確立、歯科・口腔機能の確立や疾患の予防等、育児に関する指導を行うことで、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

(2) 医療機関乳幼児健康診査

医療機関乳幼児健康診査を生後1歳までに3回実施することで、乳幼児の健康保持・増進を図ります。そのうち、1回目は国の示す健康診査の項目に基づき、1か月健康診査として実施します。

【参考】

1回目: 生後27日～42日未満

2回目: 生後5か月～9か月未満

3回目: 生後9か月～13か月未満

(3) 5歳児健康診査〈新規〉

幼児の健康の保持及び増進を図るとともに、個々の特性を把握し、必要な支援に繋げるため、5歳児健康診査の実施に向け、実施体制及び健診後のフォローアップ体制を整備します。

9 視聴覚検診事業〈拡充〉

1億4,690万円(7,759万円)

視覚及び聴覚の異常を早期に発見し、視聴覚の発達期の適切な治療・療育を促すため、当年度に4歳になる児童を対象とした視覚及び聴覚検査を実施します。

また、3歳児健康診査において、令和7年9月から6区で試行実施している屈折検査機器を用いた視覚検査について、全区で実施します。



【屈折検査機器の例】

重点II

10 妊娠・出産サポート事業〈拡充〉

3億2,993万円(3億3,099万円)

(1) 妊娠・出産相談支援事業

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメール及びLINEを活用し、気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営します。また、低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援等、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、児童虐待の予防に繋がります。

(2) 産後母子ケア事業〈拡充〉

心身ともに不安定になりやすい産後の時期に、助産所や病院の助産師等からの専門的支援を提供します。

8年度は、申請手続を見直し利便性の向上を図ります。

また、デイケアの利用条件を撤廃するとともに、対象期間も拡充します。

さらに、デイケアの委託料単価を引き上げます。

(3) 妊産婦メンタルヘルス事業

産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ等の予防及び早期発見・早期支援を行います。また、心の不調を抱える妊産婦に対し、「おやこの心の相談」を実施します。

11 育児支援事業〈拡充〉

2億7,337万円(2億7,337万円)

(1) 育児支援家庭訪問事業〈拡充〉

区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員が、子育ての不安や孤立感を抱え、継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。

8年度は、育児支援ヘルパーの委託料単価を引き上げます。

(2) 産前産後ヘルパー派遣事業〈拡充〉

育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、委託によりヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。

8年度は、委託料単価を引き上げます。

12 こんにちは赤ちゃん訪問事業

1億2,556万円(1億2,556万円)

子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報等を提供します。

13 乳幼児発達支援事業

1億1,189万円(1億3,231万円)

乳幼児健診等で把握された「育てにくさ」を感じている養育者や発達でフォローが必要な乳幼児に対して、養育者が先の見通しを持って育児ができるよう、個別相談やグループ支援を行います。

14 不妊・不育相談等支援事業〈拡充〉

1,261万円(1,126万円)

不妊や不育に悩む方に対し、医師・看護師・カウンセラーの専門相談、不妊症看護・認定看護師等によるオンライン相談を行います。

また、不育症で悩む方の経済的負担軽減のため、検査費を助成します。

さらに、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け健康管理を促すプレコンセプションケアの情報発信を行うとともに、オンラインセミナーの開催等により普及啓発を行います。

重点II

15 妊産婦・子どもの健康相談事業

1億914万円(1億1,799万円)

妊娠や子育ての不安を軽減するため、横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」を通じて、妊産婦及び未就学児から学齢期の養育者が、無料で医師等に相談できる事業を実施します。

16 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業〈拡充〉

1,055万円(660万円)

災害時に母子が安心・安全に避難行動をとれるよう、当事者や地域防災拠点の運営に携わる方等に向けた広報・啓発に取り組みます。

また、「横浜市地震防災戦略」に基づき、妊産婦・乳児を対象とした母子専用型福祉避難所を確保し、避難環境の向上に取り組みます。

○確保箇所数 新規3か所、継続1か所

2 地域における子育て支援の充実

		千円		
本年度	3,637,830	本年度の 財源内訳	国	853,262
前年度	3,537,293		県	650,968
差引	100,537		その他	5,293
			市費	2,128,307

事業内容

安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、こどもの健やかな育ちを支える取組を進めます。

重点!

1 地域子育て支援拠点事業<拡充> 13億8,772万円 (13億4,118万円)

(1) 地域子育て支援拠点の運営

ア 実施内容

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 相談事業
- (ウ) 子育て情報の収集・提供事業
- (エ) 利用者支援事業
- (オ) 子育て支援ネットワーク事業
- (カ) 子育て支援関係者の人材育成事業
- (キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局 (※)

※ 横浜子育てサポートシステム事業で実施

- イ 実施箇所数 継続28か所 (サテライト10か所含む)
- ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組むNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施

(2) 「日曜開所」の実施<新規>

平日に地域子育て支援拠点を利用できない家庭など、より多くのご家庭に利用いただけるようにするため、日曜日の開所を実施します。

(各区年数回程度)



【地域子育て支援拠点】
(磯子区・いそぴヨ)

(3) 地域子育て支援拠点による「出張ひろば」の実施<拡充>

拠点へのアクセスが良くない地域への支援強化のため、施設外での居場所である「出張ひろば」を実施し、これまで拠点を利用していなかった親子への積極的なアプローチに取り組みます。

○実施箇所数 新規3か所、継続6か所

2 横浜子育てサポートシステム事業

新中期

5億3,201万円 (5億2,230万円)

(1) 子育て援助活動の実施

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中でこどもを預け、預かります。

併せて、新たに赤ちゃんが生まれた世帯で利用会員となった方を対象に、「子サポdeあずかりおためし券」(8時間分)を配付します。

○利用会員(15,576人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方

○提供会員(2,812人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方

○両方会員(627人)・・・利用会員かつ提供会員の方

(令和8年3月末時点)

(2) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局

子育て援助活動の実施に向け、会員の統括及び調整等を行います。

重点!

3 親と子のつどいの広場事業<拡充>

8億148万円 (7億668万円)

商店街の空き店舗やアパートの一室等を活用し、親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供を行います。

(1) 実施箇所数<拡充>

新規4か所、継続78か所

(2) 一時預かり事業<拡充>

○実施内容 : 広場のスペースを活用した一時預かりを実施

○実施箇所数 : 新規1か所、継続39か所

4 市立保育所・私立保育所等地域子育て支援事業<拡充>

重点Ⅰ

4億2,186万円(4億237万円)

子育て中の保護者の抱える子育ての不安や悩みの解消、乳幼児期のこどもの健やかな成長及び地域の育児力の向上を目的として、保育所・認定こども園・幼稚園で施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施します。

○実施箇所数 新規19か所、継続133か所

5 子育て支援者事業

7,012万円(7,669万円)

重点Ⅰ

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を運営します。

○実施会場数 180会場

6 親子の居場所事業(常設) 従事者のための体系的な研修の実施

※予算額は1に含む

経験年数や施設内での役割に応じた、常設の親子の居場所(地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業、市立保育所・私立保育所等地域子育て支援事業)従事者向け研修を実施し、支援の質の向上を図ります。

7 子育て応援アプリ「パマトコ」事業<拡充>

新中期

重点Ⅱ

3億9,800万円(4億7,000万円)

(1) 子育て応援アプリ「パマトコ」<拡充>

保護者・こども一人ひとりに合わせた情報を提供するとともに、さまざまな手続を行うことができるアプリ「パマトコ」を運用します。

引き続き、オンライン申請可能な手続を拡充するとともにポイント機能の実装等により、さらなる利便性の向上を図ります。

(2) 市内の子育て世代向けプロモーションサイト

「横浜子育て応援マガジン」

子育て世代の定住を促進するため、「パマトコ」内に本市の様々な魅力や特色ある取組を紹介するコンテンツを設け、効果的に発信します。

8 ハマハグ推進事業

465万円(807万円)

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援するという機運を醸成していくため、ハマハグ協賛店舗の認定等を行います。

小学生以下のこどものいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店でちょっとした心配りや設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられます。ハマハグは子育て応援アプリ「パマトコ」に登録することで、サービスを受けられます。

また、「横浜アンパンマンこどもミュージアム」内に子育て情報スポットを設置し、市内の子育てに関する情報を発信します。

○ハマハグ協賛店舗・施設数 4,542店舗・施設(令和8年3月末時点)



【ハマハグ協賛店舗ステッカー】

9 ベビーカーフレンドリーYOKOHAMA<新規>

重点Ⅱ

2,000万円(新規)

ベビーカー利用者に優しい社会的機運を醸成することで、子育て世代が外出・移動しやすい環境を整えます。

市営地下鉄車内の「車いす・ベビーカー優先スペース」の一部にラッピングを実施します。

10 子育て応援賃貸住宅における交流促進等事業<新規>

新中期

重点Ⅱ

200万円(新規)

「子育て応援賃貸住宅」(建築局所管事業)として整備された物件において、居住者・地域間の交流機会等につながるイベント運営等に補助を実施することで、子育てしやすい住環境を提供します。

3 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等

千円

本年度	206,834,323	本年度の 財源内訳	国	74,026,763
前年度	198,670,526		県	33,055,516
差引	8,163,797		その他	11,325,002
			市費	88,427,042

事業内容

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の認定を受けた子どもに対する保育・教育を実施します。

なお、3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもは、利用料が無償となります。

1 「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育<拡充>

1,980億2,832万円 (1,896億8,497万円)

子ども・子育て支援制度における施設型給付及び地域型保育給付並びに保育・教育の質の向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育士等の処遇改善、保育・教育の質を確保するとともに、安定的かつ継続的な運営を支援します。

(1) 施設型給付及び地域型保育給付 新中期

ア 施設型給付費

内訳	令和7年度	令和8年度
民間保育所	814か所	818か所
市立保育所	56か所	56か所
幼稚園（給付対象施設）	140か所	156か所
幼保連携型認定こども園	62か所	64か所
幼稚園型認定こども園	15か所	14か所
計	1,087か所	1,108か所

イ 地域型保育給付費

内訳	令和7年度	令和8年度
小規模保育事業	255か所	262か所
家庭的保育事業	14か所	14か所
事業所内保育事業	4か所	4か所
居宅訪問型保育事業	3か所	3か所
計	276か所	283か所

(2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費<拡充>

新中期

保育・教育の質の向上のため、本市独自の助成として、代休代替等のためにローテーション保育士を確保するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。

また、国の公定価格における処遇改善等加算区分3と併せて、要件を満たす経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。

8年度は、本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算等）の単価を引き上げます。

ア 保育・教育施設向上支援費<拡充>

保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

8年度は、公定価格の改定に伴い、本市での保育士配置基準に係る加算の単価を国と同水準まで引き上げます。

また、ローテーション保育士の確保にあたっては、保育所等のICT化を要件とします。

イ 地域型保育向上支援費<拡充>

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

8年度は、質の高い保育の提供のため、小規模保育事業の保育士及び家庭的保育事業の補助員に対する加算を拡充します。

2 延長保育事業 65億4,833万円 (66億676万円)

給付対象施設・事業に対し、各施設・事業が定める保育時間を超えて延長保育が必要な乳幼児の保育を実施するために必要な経費を助成します。

重点II

3 にもつ軽がる保育園 4億1,433万円 (5億6,308万円)

(登園時の持ち物負担軽減事業、午睡用寝具購入補助事業、使用済み紙おむつ処分費用助成事業)

※予算額は一部再掲

保護者及び保育士の負担軽減を行うため、紙おむつや食事用エプロン、寝具などについて、サブスクの導入など、保護者が持参する持ち物を減らす取組を実施している保育所等に対し、助成を実施します。

また、保育所等に対し、使用済み紙おむつの処分費用の助成を行います。

4 保育所等における業務効率化 1億92万円 (1億3,515万円)

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や園児の登降園管理などの機能を有する業務支援システムや外国籍の保護者とのやりとりのための翻訳機の導入にかかる経費を補助します。

また、市立保育所全園でスマートフォンを活用した園からのお知らせの受信や欠席連絡等を可能にすることで、保護者の利便性向上を図ります。

5 市立保育所民間移管事業 1億7,618万円 (1億3,984万円)

既移管園へのアフターフォローを行います。また、既移管園の擁壁改修工事等を行います。

新中期

6 横浜保育室助成事業 6億5,510万円 (6億7,285万円)

本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。

○施設数 8か所

7 認可外保育施設等への助成<拡充> 8億6,889万円 (8億2,639万円)

(1) 認可外保育施設等利用料助成事業<拡充>

施設等利用給付認定保護者に対し、認可外保育施設等の利用料を助成します。

8年度は、上限額を引き上げます。 (10月利用分から)

(2) 無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上

認可外保育施設やベビーシッターに対し、保育の質の確保・向上のための研修、児童の処遇向上を目的とした助成を実施します。

8 指導・監査

4,226万円 (4,149万円)

※予算額は一部再掲

(1) 認可保育所等の指導等

保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、認可保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設等に対して、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を実施します。

また、より良い施設運営に向け、施設長等を対象に、組織マネジメント等講習を実施するほか、保育の改善支援を目的に専門家を派遣する横浜市保育所等保育改善サポート事業を引き続き実施します。

併せて、児童福祉法の改正に伴う保育所等の職員による虐待に関する通報の義務化等にも対応し、虐待や不適切保育の未然防止を図ります。

(2) 認可保育所等の監査

保育所等への一般指導監査、運営に問題のある施設等への特別指導監査等を随時実施します。

また、保育所等における給付費等の不正受給事案を踏まえ、給付費等の適正な運用についても監査を強化します。

さらに、法律や会計の専門家から助言を得ながら、監査の質の向上に取り組みます。

4 幼児教育の支援

千円

本年度	9,544,821	本年度の 財源内訳	国	2,339,146
前年度	9,770,235		県	1,203,331
差引	△ 225,414		その他	0
			市費	6,002,344

事業内容

生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育について、こどもたちに質の高い教育・保育の機会を保障することを目的とした支援を実施します。

そのために、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の給付、私立幼稚園等が実施する預かり保育、個別支援教育費等の補助を行います。

1 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費<拡充> 新中期
25億1,459万円 (32億760万円)

私学助成幼稚園等に通う園児について、世帯の状況にかかわらず、施設等利用給付費を支給します。

8年度は、上限額を引き上げます。

○支給額(月額) 28,000円上限(10月利用分から)

○給付対象人数 8,841人

2 私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～<拡充> 新中期
62億3,827万円 (57億9,365万円)

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。

国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。

○実施箇所数 新規5園、継続233園

8年度は、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の補助単価を増額します。

また、預かり保育等できめ細かな送迎を行うための小型通園バスの購入等に係る補助制度を創設します。

3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充> 新中期
1億9,858万円 (2億3,191万円)

保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。

○実施箇所数 新規6園、継続25園

4 私立幼稚園等一時預かり保育事業 新中期
2億7,962万円 (2億1,460万円)

在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な預かりを行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行います。

○実施園数 170園

5 私立幼稚園等個別支援教育費補助事業<拡充>
1億751万円 (1億1,424万円)

私学助成を受ける幼稚園等に在園する障害児など個別に支援が必要な児童に対し、教育環境等の向上を図るため、その経費の一部を補助します。8年度は、補助単価を増額します。

○対象者：356人、補助単価：上限30万2千円/人・年

6 私立幼稚園等補助事業 1億1,945万円 (1億1,945万円)

幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、幼児教育の健全な発展に役立てます。

○対象園数 265園

7 私立幼稚園等施設整備費補助事業 3,000万円 (3,000万円)

1件200万円以上の園舎修繕工事等について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。

○対象園：30園、補助額：上限100万円

8 幼稚園教諭等住居手当補助事業 5,679万円 (5,879万円)

私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。

○補助基準額：1人あたり上限月額40,000円

○申請見込件数：386人相当分

5 こどもも親も安心して利用できる一時預かりの充実

千円

本年度	10,232,646	本年度の 財源内訳	国	1,802,856
前年度	9,587,306		県	1,298,189
差引	645,340		その他	44,750
			市費	7,086,851

事業内容

共働き世帯が増えるなど子育て家庭のライフスタイルが変化中、保護者が気持ちに余裕をもってこどもに向き合い、こどもの健やかな成長につなげていくため、こどもも親も安心して利用できる一時預かりを実施します。

保育所、幼稚園、商業・集客施設等での一時預かりやこどもが楽しめるプログラム、病児保育等、様々な事業を推進します。

1 一時預かり事業<拡充>

重点II

26億2,667万円 (24億9,082万円)

(予算額に保育所等整備事業の一部を含む。)

就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育やリフレッシュ保育など、保護者の身体的・精神的な負担を軽減するため、保育所等において一時預かり事業を実施します。

8年度は、児童を受け入れた際の補助単価の増額を行う等、受入枠の拡充を図ります。

また、保護者が児童の情報をオンラインで入力することで、事前面談の実施の有無を選択できる仕組みをモデル実施します。

(1) 保育所等での一時保育事業<拡充> 新中期

保護者が就労やリフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所や認定こども園、小規模保育事業等で一時保育を実施します。

また、既存施設で一時保育事業を開始する場合などに必要となる施設の改修等の費用を補助します。

新たにオンラインで面談を実施した際の加算の創設や、突発的な預かりに対応した受入枠を設定します。

(2) 乳幼児一時預かり事業<拡充> 新中期

子育て中の保護者が、理由を問わずにリフレッシュしたり用事を済ませたりできる機会を提供することで、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的として、認可外保育施設で一時預かりを実施します。

また、9年度から新たに事業を実施する施設の公募(6か所予定)を行います。

○実施箇所数 新規1か所 継続41か所

(3) 土日祝日一時預かり事業(仮称)<拡充> 新中期

土曜・日曜・祝日の預かりニーズに応えるため市役所等において一時預かりをモデル実施します。

ア 市庁舎内での土日祝日の一時預かりを通年で実施

イ 区庁舎においても土日祝日の一時預かりを実施



【市庁舎内での一時預かり】

2 24時間いつでも預かり保育事業

新中期 重点II

8,913万円 (8,124万円)

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。

○実施箇所数 2か所

3 幼稚園等における長時間預かり・一時預かり<拡充> (再掲(P.19))
67億1,647万円 (62億4,016万円)

待機児童対策や多様な保育ニーズへの対応を目的として、保育を必要とする在園児や2歳児などを対象に預かりを行う幼稚園等へ運営費を補助します。



【幼稚園の様子】

(1) 私立幼稚園等預かり保育事業 **新中期**
～わくわく！はまタイム～<拡充>

(2) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充> **新中期**

(3) 私立幼稚園等一時預かり保育事業 **新中期**

4 商業・集客施設等での横浜型短時間預かり事業<拡充> **新中期** **重点II**
(旧事業名：商業・集客施設等での一時預かり促進事業) 7,953万円 (2,000万円)

保護者の預かりに対する心理的な抵抗感の軽減を目的として、身近な商業・集客施設等において短時間預かりを実施します。

○実施箇所数 2 か所
(令和7年度：1か所)



【7年度実施名称】

5 イベント時等の横浜型短時間預かり補助事業<拡充> **新中期** **重点II**
(旧事業名：商業・集客施設等での一時預かり促進事業) 2,796万円 (2,000万円※再掲)

預けやすい環境の整備を目的として、イベント会場等で短時間預かりを実施する事業者へ必要経費を補助します。

○補助対象イベント回数 80回 (令和7年度：50回)

6 こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業<拡充> **新中期** **重点II**
1,280万円 (300万円)

保護者のリフレッシュ等、短時間の預かりニーズに応えるため、英語遊びやダンス、工作など、こどもが楽しめる預かりプログラムを身近な地区センターで実施します。

○実施回数 64回
(令和7年度：14回)



【7年度実施名称】

7 病児・病後児保育事業<拡充> **新中期** **重点II**
6億8,009万円 (7億3,208万円)

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童を一時的に預かり、保護者の子育てと社会生活の両立を支援するため、病児・病後児保育を実施します。

また、9年度から新たに病児保育を実施する施設の公募を行います。

○病児保育 新規2か所、継続25か所
○病後児保育 4か所

6 多様な保育ニーズへの対応

千円

本年度	12,498,516	本年度の 財源内訳	国	536,857
前年度	10,763,021		県	18,054
差引	1,735,495		その他	10,929
			市費	11,932,676

事業内容

こども一人ひとりの個性や背景に応じた保育の充実に向け、障害児や医療的ケア児の受入れ体制の強化、外国にルーツを持つこどもへの支援、さらにプレイフルラーニングの実施やこども誰でも通園制度の実施など、多様な保育ニーズに応える取組を推進します。

1 障害児や医療的ケア児の受入れ推進<拡充>

122億2,371万円 (105億4,511万円)

(保育・教育施設向上支援費、地域型保育向上支援費、保育・幼児教育質向上事業、※予算額は再掲
地域型保育給付費、保育・幼児教育職員等研修事業、市立保育所運営費、保育所等整備事業の一部)

障害児や医療的ケア児の保育・教育に必要な保育士を追加で配置等する経費の助成について、8年度は、単価を引き上げます。

また、医療的ケア児のために看護職員を配置する経費のほか、看護職員が研修や休暇等で不在となる場合に、代替りの看護職員を配置する際の経費を助成します。

さらに、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な「医療的ケア児サポート保育園」の新規認定を実施します。

その他、障害や疾病等の理由から保育所等での集団生活が困難な医療的ケア児の居宅に訪問して保育する居宅訪問型保育事業を実施するほか、障害児や医療的ケア児の保育の事例を学ぶ研修の実施や、受入れのための施設改修費及び駐車場の整備費等を補助します。

【参考】

- 障害児保育教育対象認定児童数
7年度：2,741人（6年度：2,743人）
 - 個別支援保育教育対象認定児童数
7年度：396人（6年度：327人）
 - 医療的ケア対象認定児童数
7年度：82人（6年度：61人）
- ※各年度4月1日現在の認定児童数

2 外国につながるこどもへの支援<拡充>

(保育・教育施設向上支援費、業務効率化推進事業の一部) **1億5,030万円 (1億2,659万円)**
※予算額は再掲

保育所等が外国にルーツを持つ児童の保育を円滑に行えるよう、国の助成に加えて保育士を雇用するための経費を助成し、8年度は、単価を引き上げます。

また、外国籍の保護者や児童とのコミュニケーションを円滑にするための翻訳機購入費用を補助します。

新中期 重点I

3 プレイフルラーニングの実施<拡充>

865万円 (1,000万円)

乳幼児期からの英語体験の充実を目指し、コミュニケーション活動を通して英語に触れられるよう、ネイティブレベルの講師によるプレイフルラーニング（遊びを通して英語や文化に触れる活動）を市立保育所全園で実施します。



【プレイフルラーニングの様子】

4 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）<拡充>

重点I

1億1,587万円 (8,131万円)

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが月一定時間まで利用できる「こども誰でも通園制度」を新たな給付制度として実施します。

また、乳児等通園支援事業に従事する職員等を対象とした研修を実施し、質の向上を図ります。



【こども誰でも通園制度の様子】

○実施箇所数 新規61か所、継続36か所

7 保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保

千円

本年度	2,786,408	本年度の 財源内訳	国	1,610,376
前年度	3,246,342		県	0
差引	△459,934		その他	412
			市費	1,175,620

事業内容

こどもの豊かな育ちを支えるため、保育・教育の質の確保・向上に向け、園内研修・研究の支援や研修の充実を図ります。また、保育・教育の方向性を示した「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理解を深めるための取組を推進します。

あわせて、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保を図る施策を推進します。

重点!

1 保育・教育の質向上の仕組みづくり 1億3,186万円 (1億3,422万円)

(1) 保育・教育の質向上に向けた取組

ア 「よこはま☆保育・教育宣言」の理解の促進・実践

「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、宣言の理解を深め日々の保育の実践や振り返りに活用することで、更なる質向上につなげます。

また、横浜の保育・教育への理解につながるよう、保護者や地域に向けて周知を図ります。

イ 保育・幼児教育センター（仮称）の整備

研修・研究の推進や相談機能の充実等の拠点となる保育・幼児教育センター（仮称）を新たな教育センターに併せて整備します。教育委員会事務局とともに、選定された事業者と本市の間で、設計協議を進めるための設計・設備アドバイザー業務を委託します。

(2) 園内研修・研究の取組の支援

ア 園内研修・研究を推進する人材育成

園内研修・研究や公開保育を実施できる人材を育成する研修を実施します。

保育・教育施設を訪問し、園内研修や公開保育等を通して、保育実践の振り返りや対話が深められるよう伴走的に支援する人材を育成する保育・教育質向上サポーター事業（Yサポ）を実施します。

イ 園内研修・研究サポーターの派遣

新設の保育・教育施設及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業新規実施園を対象に、保育・教育分野の経験者を派遣し、園内研修・研究を通じた各園の人材育成や課題解決を支援します。

(3) 施設長等の人材育成の取組 (一部再掲(P.16))

より良い施設・法人運営に向け、施設長や主任・リーダー、運営法人の管理責任者等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。

(4) 保育・幼児教育研究

日々の保育実践から明らかになった課題について研究に取り組み、職員の実践力を高めます。

また、実践事例を収集し、保育・教育施設等と共有することで、保育・教育の質向上につなげます。

(5) こどもの性被害防止に係る取組

保育士等に対し、こどもの性を考える研修を実施するとともに、性被害防止等を目的とした環境整備に係る費用を補助します。

重点!

2 保育・幼児教育職員等研修 3,529万円 (4,314万円)

保育・教育施設の職員を対象に、職員一人ひとりが専門性や実践力を身に付け、保育の質を高めるために、キャリアに応じた研修を、受講者数を拡充して実施します。

3 保育資源ネットワーク構築事業の充実 776万円 (1,117万円)

保育・教育施設間のネットワークを構築し、公開保育の協働実施やノウハウの共有化等を通じて、保育の質の向上と地域子育て支援の充実を図ります。

4 幼保小連携・接続事業 3,190万円 (3,122万円)

市内90%以上の保育所・幼稚園と小学校で、こども同士の交流活動が盛んになることで、小学校での生活の様子が分かる等、入学前の園児の安心感が高まりました。

好事例を広く発信するために、横浜版接続期カリキュラム実践事例集第10集を発刊するほか、架け橋期コーディネーターの拡充を図り、研究・研修を中心とした幼保小連携・接続事業の一層の充実を推進します。

○連携推進地区 新規11地区、継続21地区

○接続期カリキュラム研究推進地区 新規1地区、継続3地区



【園児と小学生の交流】

5 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保<拡充>

新中期

25億7,961万円 (30億2,659万円)

(1) 保育士宿舍借り上げ支援事業

雇用する保育士向けに宿舍を借り上げる保育所等の運営事業者に対し、補助を行います。

(申請見込件数：4,343戸)

- 補助対象：採用10年目までの保育士
- 補助基準額：1戸あたり補助上限額 82,000円/月
- 一人1回限りの利用

(2) 幼稚園教諭等住居手当補助事業 (再掲(P.19))

(3) 中学・高校生の園見学促進事業<拡充>

保育士等不足の解消に向け、将来を担う中学・高校生を対象に、保育・幼児教育の仕事の魅力を伝えるため、地域の保育所や幼稚園において、保育士・幼稚園教諭の仕事を実際に体験する機会を増やします。

夏休み期間には、中学・高校生と園とのマッチング調整を円滑に進めるとともに、ボランティア保険へ市が一括して加入することで、より多くの生徒が安心して参加できるようにします。

～令和7年度初めての実施～ 中学・高校生夏休みボランティア

令和7年7月22日～8月26日の夏休み期間に224園で475人の中学・高校生がボランティアに参加し、各園で絵本の読み聞かせ、水遊び、寝かしつけや掃除の手伝い等を行いました。

参加者からは、「こどもとの関わりを通じて将来の選択肢が広がった」「進路選択の参考になった」「命を預かるということの重み、仕事の大変さについて知ることができた」といった声が寄せられました。

こうした取組を通じて保育・教育の魅力を若い世代に伝え、将来の人材確保につなげていきます。



【ボランティア募集チラシ】

(4) 潜在保育士等への就労奨励金交付事業

潜在保育士等が「かながわ保育士・保育所支援センター」で求職登録し、就労支援を受け、市内保育所等に就職した場合、奨励金として一人あたり5万円を支給します。

(5) 保育所等の情報紹介サイト活用事業

民間事業者のWEBサイトを活用して保育所等の魅力や求人情報を発信します。

(6) 保育士修学資金等貸付事業

保育士養成施設の学生に対して貸付を行い、卒業後に市内保育所等で5年間継続して保育士業務に従事した場合は返済を免除します。

- 貸付対象数：50人/年
- 貸付金額：月額5万円以内 (最大2年間120万円)
- 入学準備金及び就職準備金：各20万円

(7) 就職面接会・就職支援講座・保育所見学会

潜在保育士や保育士養成施設の学生等を対象に、就職面接会、就職支援講座、保育所見学会を開催します。

(8) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業

保育所等に勤務する保育従事者が、保育士資格や幼稚園教諭免許を取得するために要した入学金や講座受講料等の補助を行います。また、保育士試験の直前対策講座をオンラインで実施します。

(9) 保育士確保コンサルタント派遣事業

希望する保育所等にコンサルタントを派遣し、求人方法、給与・勤務条件、離職防止など保育士確保に関する助言等を実施します。

(10) 保育士相談窓口の設置

保育士が労働環境等で悩んだ際に、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設けることで、不安を解消し、離職を防止します。

(11) 民間団体の保育士確保支援

保育団体が行う人材確保の取組に対し、補助を行います。また、保育団体と幼稚園協会が共同で実施する保育・幼児教育の魅力を発信する事業に対し、事業費の一部を負担します。

8 保育・教育の場の確保

千円

本年度	2,803,116	本年度の 財源内訳	国	1,462,990
前年度	3,318,491		県	103,454
差引	△ 515,375		その他	253,636
			市費	983,036

事業内容

待機児童ゼロの継続及び保育の必要性が高い保留児童の解消に向けて、特に保育ニーズが高い地域を「新たに受入枠確保が必要な重点地域」と位置づけ、1・2歳児を中心に既存の保育・教育資源の活用による受入枠の確保を進めます。加えて、既存資源の活用だけでは受入枠が不足する地域については、地域型保育事業等の新規整備を行い、合計404人分の受入枠確保に取り組みます。

一方で、就学前児童数の減少などによる、今後の保育ニーズの変化を見据え、施設整備によらない待機児童対策を行うとともに、保育所等の安定運営につながる取組を推進します。

1 変化する保育ニーズへの対応 1億3,415万円 (3億8,252万円)

(1) 保育ニーズの高い1・2歳児の受入枠拡大<拡充>

ア 1・2歳児枠拡大に向けた定員構成の見直し<拡充>

既存施設において、1・2歳児の定員増に伴う備品購入費や改修費の補助を実施し、1・2歳児の受入枠の拡大を進めます。また、「新たに受入枠確保が必要な重点地域」における1歳児の受入枠拡大を促進するため、定員変更時の補助額を引き上げます。

イ 中規模な改修による既存活用の推進

既存施設の中規模な改修において、1・2歳児定員増を行う場合、老朽化した設備等の改修費を3か所に補助します。

ウ 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業（再掲(P.19)）

(2) 障害児や医療的ケア児の受入れ推進（再掲(P.22)）

(3) 年度限定保育事業 **新中期**

保育所等を利用できず保留となった1・2歳児を対象に、認可保育所等の空きスペースを活用し、年度を限定して利用決定し、保育を実施します。

※予算額は、令和8年度からP.17の1に統合

(4) 入所が可能な小規模保育事業への送迎支援 **新中期**

保育所等に入所できず保留となった1・2歳児が自宅から距離がある入所が可能な小規模保育事業を利用する場合に、駐車場の確保に係る費用の補助又はタクシーの利用料金等に充当可能な電子チケットの配付を行い、児童の送迎を支援します。

(5) 施設整備によらない待機児童対策モデル事業<新規> **新中期**

保育所等に入所できず待機児童となる可能性が高い児童が保育所等へ入所するまでの間（最大で1年間）、ベビーシッターを利用する際の基本利用料及び保育者派遣に係る交通費の補助を試行的に実施し、多様な手法の検討を進めます。

(6) 保育所等経営課題分析・サポート事業<新規> **新中期**

就学前児童数が減少傾向になる中、経営課題を抱える法人や園にコンサルタントを派遣し、園の安定運営に向けた支援を行います。また、今後の保育ニーズの変化に伴う経営上の課題を把握・分析し、状況に応じた対応策を検討するため、アンケート調査を実施します。

2 保育所等の整備<拡充>

24億7,349万円 (27億4,081万円)

(1) 地域型保育事業の整備<拡充>

民間ビル等の内装整備費等への補助により、小規模保育事業等8か所の整備を行います。

また、小規模保育事業整備費補助金を受けて開所した小規模保育施設に対して、開所後賃借料を補助します。

(2) 横浜保育室の移行支援、認定こども園の整備、老朽改築等<拡充>

ア 改修費等の補助により横浜保育室の認可移行（2か所）を支援します。

イ 既存施設への補助による幼保連携型認定こども園への移行を支援するほか、老朽化に伴う改築について、8年度中に完了予定の5か所に加え、新たに3か所に着手します。

また、補助基準額を増額します。

(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所

改修費等補助<拡充>

乳児等通園支援事業実施のために改修が必要な施設へ補助します。また、補助基準額を増額します。

【8年度 整備量内訳】

整備内容	箇所数	増減(人)
1 既存施設の活用	9	235
既存施設での1・2歳児定員拡大	-	151
中規模改修による1・2歳児枠拡大	3	12
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	6	72
2 保育所等の整備	18	169
地域型保育事業の新規整備	8	119
横浜保育室の移行支援、認定こども園の整備、老朽改築	10	50
	27	404

3 保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信
1億9,548万円 (1億9,516万円)

(1) 保育・教育コンシェルジュの配置及び個別フォローの実施

新中期

保育・教育コンシェルジュを各区に配置することで、保護者のニーズと必要なサービス等を適切に結び付けます。

また、保育所等の申請が集中する期間には、申請者への個別フォローを実施します。



【窓口での相談の様子】

(2) 園選びのための保育所等情報サイトを通じた情報発信

新中期

情報収集や園見学などを通じて、希望施設の選択肢を広げるため、保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」にて各保育所等の雰囲気や魅力を発信します。

また、サイトの掲載情報を充実させ、利便性の向上を図ります。

さらに、園選びにおける選択肢を広げられるよう、小規模保育事業及び幼稚園の預かり保育の魅力を紹介動画で発信します。



【えんさがしサポート★よこはま保育】

9 放課後の居場所づくり

		千円		
本年度	17,217,026	本年度の 財源内訳	国	4,867,221
前年度	15,609,590		県	4,415,566
差引	1,607,436		その他	2,828
			市費	7,931,411

事業内容

全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。
また、特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「こどもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を実施します。

1 放課後キッズクラブ事業<拡充>

新中期

115億8,039万円 (106億6,691万円)

学校施設等を活用し全てのこどもを対象とした「遊びの場」と、留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。
また、児童が安全で快適に活動できるよう、付帯設備の修繕や暑さ対策のための空調整備・点検等を行います。
加えて、夏季休業期間中のこどもの体験活動の機会を確保するため、週1回を超えてプログラムを実施するクラブに対しての補助を創設します。

さらに、一層の質の向上を図るため、基本補助額等の引き上げや、経験年数等に応じた処遇改善加算に新たに3年目の区分を設けるほか、小規模なクラブへの補助額を引き上げます。

あわせて、小学校における児童の端末持ち帰りに対応するため、アクセスポイントの設置が困難なクラブを対象に通信費等の補助を創設します。

- 運営箇所数 336か所
- 小規模なクラブ数 2か所



【放課後キッズクラブの活動】

2 小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業

4億1,714万円 (2億3,655万円)

小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブの活動場所の整備を行います。

- 実施設計 2か所、工事 8か所

新中期

3 放課後児童クラブ事業<拡充>

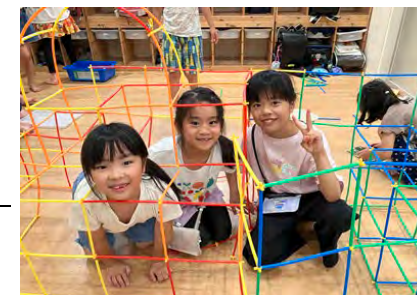
45億300万円 (40億3,705万円)

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。

また、小学校における児童の端末持ち帰りに対応するための通信費等の補助を引き続き実施します。

さらに、一層の質の向上を図るため、基本補助額等の引き上げや、経験年数等に応じた処遇改善加算に新たに3年目の区分を設けるほか、小規模なクラブへの補助額を引き上げます。

- 運営箇所数 224か所
- 小規模なクラブ数 38か所



【放課後児童クラブの活動】

4 放課後児童サポート事業<新規・拡充>

新中期

5億1,916万円 (4億7,866万円)

放課後児童育成施策の質の向上のための支援を行い、全てのこどもたちにとって安全・安心な放課後の居場所づくりを推進します。

(1) 人材確保支援<拡充>

事業所における人材確保支援のため、主要駅通路デジタルサイネージや大学等での広報動画の掲出に加え、新たにSNS等を活用したWEB広告を実施します。



【人材募集動画】

(2) 人材育成支援

クラブのスタッフが必要な知識や技術の習得ができるよう、こどもの育成支援や安全・安心への対応など様々な研修を実施するとともに、研修講座の内容の充実を図ることで、事業所の人材育成が一層進むよう支援します。

(3) プログラム充実のための支援

クラブにおいて地域や民間事業者等と連携したイベントやプログラムが実施できるよう支援します。



【プログラムの様子】

(4) DXの推進

導入したシステムの機能付加や改修により、更なる保護者の利便性の向上及びクラブの事務負担軽減を図ります。

(5) 長期休業期間中における昼食提供<新規・拡充> **重点II**

全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブを対象に、長期休業期間中の昼食提供を夏休み・冬休み・春休みに実施します。

また、就学援助世帯等を対象に新たに利用料金の半額減免を実施します。

○利用料金 440円/食



【昼食提供の様子】

(6) こどもの性被害防止に係る取組<拡充>

こどもの性被害防止対策のために、備品購入費等の補助を実施するとともに、クラブ向けの研修動画を作成・配信します。

重点II
5 小学生の朝の居場所づくりモデル事業

3,521万円 (4,505万円)

小学校の始業前等の朝の時間に、学校施設を活用して、こどもたちが安心して過ごすことができる居場所づくり事業を引き続きモデル事業として10か所で実施します。

○実施箇所数 10か所

重点I
6 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業

9,186万円 (1億741万円)

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

重点I
7 プレイパーク支援事業<拡充>

7,027万円 (3,796万円)

※みどり環境局との共管事業

地域主体で、公園等の一部を「こどもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

また、プレイパークの認知度の向上を図るとともに、こどもたちが身近な公園等で、自然と触れ合いながら自由に安心して遊ぶ機会を増やすため、新たに出張プレイパークの開催を支援します。

加えて、プレイリーダーの人材確保等に向けて、補助を拡充します。

○実施団体数 23団体

○実施箇所数 27か所

○出張プレイパーク 8か所



【プレイパークの活動】

10 こども・若者の健全育成の推進

		千円		
本年度	1,145,908	本年度の 財源内訳	国	56,717
前年度	920,546		県	953
差引	225,362		その他	30,856
			市費	1,057,382

事業内容

多様なニーズに応じた居場所づくりや体験活動・発表機会の充実、地域・団体活動支援や青少年関係施設の運営等により、こども・若者の健全育成の推進に取り組みます。

1 青少年を育む地域の環境づくり 1億7,482万円 (1億7,022万円)

(1) 社会環境改善事業
青少年指導員等と連携し、青少年が安心して過ごすことのできる環境づくりに取り組みます。
高校生世代を中心とした青少年の居場所や相談先を見つける情報サイト「ふぁんみつけ」を運営します。

(2) (公財) よこはまユース青少年事業費補助
青少年の育成支援に係る中間支援組織である(公財)よこはまユースへの補助を通じて、青少年への体験機会等の提供や青少年を支援する人材の育成等を進めます。

(3) 青少年の地域活動拠点づくり事業<拡充> **重点!**

ア 青少年の地域活動拠点づくり事業
中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や多世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動の機会を提供する、青少年の地域活動拠点を7か所で実施します。
また、青少年にとって身近で安心できる居場所の充実に向けて、公共施設等を活用したモデル事業を実施します。
併せて、体験活動や居場所等に関するニーズ調査及び検討会等を行い、青少年関係施設や居場所の方向性を検討します。

イ 青少年の交流・活動支援スペース(さくらリビング)
居場所や活動の場の提供等に加え、地域活動拠点の運営支援など、社会参画に向かう青少年の健やかな成長を支援します。

(4) 道志村自然体験推進事業
青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流を促進するため、本市青少年への道志村キャンプ場の利用料助成及び道志村の児童受入れ事業を行います。

重点!

2 こども食堂等支援事業<拡充> 3,266万円 (2,868万円)
こども食堂等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。フードバンクと連携した食材等の配付のほか、こどもの居場所づくりの取組の創設や活動の継続を目的とした補助金交付に加え、学校の長期休業中の開催に対する加算を創設します。<社会福祉基金を活用>
また、関係団体同士の連携を強化するため、こども食堂等ネットワーク構築の取組を継続して行います。

3 青少年育成に携わる団体等の支援 473万円 (477万円)

(1) 青少年指導員事業
地域における青少年育成を進めるため、青少年指導員が行う交流・体験活動や研修・啓発等を支援します。
○委嘱人数：2,310人(令和8年4月1日現在)

(2) 青少年関係団体活動補助事業
市内で活動する少年5団体や、非行防止活動等を行う横浜市保護司会協議会への補助を行います。

重点!

4 青少年関係施設の運営等 9億3,313万円 (7億1,632万円)

(1) 青少年の健全育成を図るため、青少年の自然・科学体験、指導者等の研修等を行う青少年施設・野外活動施設等の管理運営を行います。
また、体験活動や居場所等に関するニーズ調査及び検討会等を行い、青少年関係施設や居場所の方向性を検討します。
○所管施設：横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター、横浜市青少年野外活動センター(三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園)

(2) 青少年関係施設改修事業
旧青少年交流センターについて解体工事を行います。

5 横浜市子ども・若者支援協議会の運営 57万円 (57万円)

こども・若者の健やかな成長と円滑な社会生活の実現に向けた支援や関係機関の連携を効果的に進めるため、子ども・若者育成支援推進法に基づき、横浜市子ども・若者支援協議会を運営し、学識経験者等の専門的知見を踏まえ、支援の充実に向けた議論を推進します。

11 地域療育センター運営事業

本年度	3,994,368	本年度の 財源内訳	国	41,457
前年度	4,040,577		県	19,854
差引	△46,209		その他	109
			市費	3,932,948

事業内容

0歳から小学校期までの心身に障害のある、またはその可能性のある児童及びその家族を対象に、相談、診療・評価、集団療育等を実施します。

また、地域における療育の中核機関として、障害児が通う保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、児童の対応に関する助言や障害の理解を深めるための支援等を行います。

方面別に設置している8センターに加えて、総合リハビリテーションセンターも同様の機能を担っており、合計9センターで18区を担当しています。

【地域療育センターの主なサービス内容】

- (1) 相談・地域支援等
 - ア 相談対応
 - イ 巡回訪問
 - ウ 初期支援
 - エ 障害児相談支援
 - オ 療育講座
 - カ 保育所等訪問支援 等
- (2) 診療
 - ア 診断・検査
 - イ 評価・訓練 等
- (3) 集団療育（通園部門等）
 - ア 児童発達支援等



【上：地域療育センターにおける療育の様子】

【下：「ひろば事業」の様子】

1 地域療育センター運営事業

新中期

39億9,437万円 (40億4,058万円)

(1) きょうだい児預かりの実施<拡充>

利用児童のきょうだい児を預かる「きょうだい児預かり」について、現在の4センターでの実施に加え、新たに2センター（港南・リハセンター）においてNPO法人等への委託により実施します。

(2) 初期支援の実施等

利用申込後、こどもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を行う「ひろば事業」や心理職等の専門職による面接（相談対応）を引き続きすべてのセンターで実施します。

【各地域療育センター予算内訳】

単位：千円

地域療育センター名	担当区	R8 予算額
1 東部地域療育センター	鶴見、神奈川	541,864
2 中部地域療育センター	西、中、南	482,223
3 よこはま港南地域療育センター	港南、栄	403,554
4 西部地域療育センター	保土ヶ谷、旭、瀬谷	494,664
5 南部地域療育センター	磯子、金沢	467,476
6 地域療育センターあおば	青葉	358,819
7 北部地域療育センター	緑、都筑	539,359
8 戸塚地域療育センター	戸塚、泉	544,556
9 総合リハビリテーションセンター	港北	※ 161,853
合計		3,994,368

※総合リハビリテーションセンターについては、障害児支援に係る経費の一部をこども青少年局予算としています。

12 在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実

		千円		
本年度	31,734,616	本年度の 財源内訳	国	15,021,524
前年度	28,750,831		県	7,045,868
差引	2,983,785		その他	18,721
			市費	9,648,503

事業内容

障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。

新中期

1 障害児通所支援事業等 283億2,528万円 (253億7,603万円)

(1) 障害児通所支援事業

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。また、運営指導件数を増やすとともに、集団指導及び虐待防止研修の継続実施等により事業所の質向上を図ります。

より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、障害児相談支援事業所への補助を実施します。特に、行動障害や医療的ケア等により特別な支援を要する児童に対して、相談支援を行う場合は、補助の上乗せを行います。

- 障害児通所事業所見込数 983か所
- 運営指導実施予定件数 200件

(2) 主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実

主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実に向けて、未整備区を対象に整備費補助を実施します。

また、放課後等の通所先の選択肢増を目的に福祉車両の導入補助（3か所分）、災害時に備えて非常用電源の導入補助（7か所分）を実施します。＜社会福祉基金を活用＞

2 学齢後期障害児支援事業 2億3,488万円 (2億3,437万円)

学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を市内4か所の事業所で実施します。

新中期

3 障害児医療連携支援事業＜拡充＞ 8,300万円 (7,222万円)

(1) 医療的ケア児・者等支援促進事業＜拡充＞

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、理解を深めてより連携を広げていくため、支援者養成研修を実施します。8年度は、小児期から成人期へ移行しても適切な医療やケアを受けられるよう、成人領域診療科で従事する医療者向けの研修を新たに実施します。

(2) 医療的ケアを担う看護師等に対する研修

医療的ケア児サポート保育園等や障害児通所支援事業所で医療的ケアを担う看護師等の確保・育成を目的とした研修を実施します。

(3) 医療的ケア児・者等一時預かり事業＜拡充＞

ア 医療的ケア児・者レスパイト事業

家族が安心して休息をとれるよう、看護師を自宅に派遣するレスパイト事業を実施します。

8年度は、年間の利用上限を24時間に拡大します。

イ メディカルショートステイ事業

常時医学的管理が必要な重症心身障害児・者等の在宅生活の安定を目的とし、協力医療機関で入院による一時的な受入れを行います。

8年度は、人工呼吸器装着患者受入加算を新設し、受入れを推進します。

(4) 重症心身障害児・者等の在宅生活支援

医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。

4 特別児童扶養手当支給事務費 8,740万円 (7,752万円)

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当の請求受付・認定等を実施します。また、区役所業務の一部集約化を全区展開し、市民の利便性向上及び事務の効率化を図ります。

5 障害児入所支援事業等 30億406万円 (29億9,069万円)

障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出するとともに、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。

福祉型施設に入所する児童の地域移行に向けた相談支援を充実させるために、児童のアセスメント等を行うコーディネート業務を実施します。

13 困難を抱えやすい子ども・若者への支援の充実

千円

本年度	866,689	本年度の 財源内訳	国	232,005
前年度	738,905		県	169,458
差引	127,784		その他	10,521
			市費	454,705

事業内容

地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱えやすい子ども・若者への支援の充実に取り組みます。

また、養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活習慣の形成等のための支援を実施します。

新中期 重点 I

1 地域ユースプラザ事業 1億3,731万円 (1億3,764万円)

地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」(4か所)の事業費を補助します。

また、ひきこもりからの回復期にある青少年の居場所を運営するほか、地域で青少年の支援活動を行う団体や区との連携を図り、地域に密着した活動を行います。

新中期 重点 I

2 若者サポートステーションにおける相談・支援 1億2,437万円 (1億2,329万円)

職業的自立に向けた相談支援等を行う若者サポートステーションの事業費を補助するとともに生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。(継続3か所(サテライト含む))

- (1) 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練
- (2) 高等学校等出張相談
- (3) 就職氷河期世代を対象とした支援プログラム

新中期 重点 I

3 困難を抱える若者に対するSNS相談事業 (よこはま子ども・若者相談室) 6,233万円 (6,830万円)

来所や電話相談につながりにくい子どもや若者が気軽に相談できるよう、身近なツールであるSNSを活用した相談を毎日実施します。友人関係や進学・就職、ひきこもりに関する事など、様々な悩みごとに心理カウンセラー等の専門の相談員が対応します。また、必要に応じてひきこもり総合支援・若者相談センターや学校生活あんしんダイヤルの支援につなげます。

新中期 重点 I

4 ヤングケアラー支援事業 2,458万円 (3,314万円)

ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげるとともに、支援施策の充実を図るため、アンケートによる実態調査を実施します。

あわせて、ヤングケアラーの負担軽減を図るため、ピアサポートやオンラインサロンを実施する団体への補助を行うとともに、SNSを活用したよこはま子ども・若者相談室の相談メニューとして実施します。また、ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めるため、市民に向けた広報・啓発を実施します。

新中期 重点 I

5 寄り添い型生活支援事業<拡充> 5億1,811万円 (3億5,378万円)

養育環境に課題を抱える児童等に対して、安心して過ごせる生活の場を開設し、生活習慣の形成等を行うなど、個々の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、最善の利益の保障と健全な育成を図ります。8年度から児童育成支援拠点事業に位置付け、課外活動の提供や学校の長期休業期間等の長時間開所など支援の充実を図ります。

また、狭小等のため一部の事業所を移転します(3か所)。<社会福祉基金を活用>

14 ひとり親家庭等の自立支援

千円				
本年度	764,859	本年度の 財源内訳	国	457,497
前年度	716,870		県	47,790
差引	47,989		その他	17,303
			市費	242,269

事業内容

ひとり親家庭に対して、就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。

1 ひとり親家庭等自立支援事業<拡充>

新中期

7億6,486万円 (7億1,687万円)

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、教育訓練の対象講座を受講する場合、費用の一部を支給します。

(2) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。

(3) 高等職業訓練促進給付金等事業

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。合わせて、看護師・介護福祉士・保育士の養成訓練を受講する場合に「特定高等職業訓練促進給付金」を上乗せして支給します。

(4) 高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要な住宅支援資金の貸付を行います。

(5) 日常生活支援事業<拡充>

ひとり親家庭の親または離婚前から支援が必要な方が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。8年度は委託料単価を引き上げます。

(6) 母子家庭等就業・自立支援センター事業(ひとり親サポートよこはま)

ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナー、ひとり親の親講座、父子家庭の交流事業等を関係機関と連携して実施し、自立を支援します。
<社会福祉基金を活用>

(7) 思春期・接続期支援事業 **重点!**

親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。
<社会福祉基金を活用>

(8) 養育費確保・親子交流支援事業<拡充>

離婚後に子を養育するひとり親が養育費や親子交流を取り決めた債務名義にかかる費用、養育費保証契約にかかる費用（収入印紙代や手数料等）、弁護士報酬にかかる費用を負担した場合に補助を行います。
民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、8年度から、親子交流の支援計画の作成や交流の場への付き添い、支援に関わる人材の育成等の支援を実施します。
<社会福祉基金を活用>

(9) 情報提供・啓発事業<拡充>

- ア 「ひとり親家庭のしおり」を作成し、ひとり親家庭の方々に関連する制度等の案内を実施します。
- イ 8年度から、民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業を実施します。
- ウ 全国ひとり親世帯等調査を実施します。

(10) ひとり親家庭受験料補助事業

児童扶養手当の対象児童が大学等を受験する際の受験料や、高校・大学等の受験に向けた模擬試験の受験料を補助します。

(11) ひとり親世帯フードサポート事業

物価高騰等により困窮しているひとり親世帯のために、母子福祉団体が実施する食品配付会の運営費用を助成します。

15 DV対策事業

千円				
本年度	114,183	本年度の 財源内訳	国	42,664
前年度	129,602		県	19,967
差引	△15,419		その他	0
			市費	51,552

事業内容

DV被害者及び困難を抱える女性、そのこどもが安全で安心した生活を送ることができるよう、被害者の立場に立ち、相談、保護、自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 **4,084万円(4,081万円)**

次の取組を通じて、DV被害者等を対象とした相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援、また、施設退所後の生活の安定を図るための支援を行います。

- (1) DV相談支援センターの運営
- (2) DV被害者等の自立に向けた支援
- (3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業
- (4) 母子生活支援施設入所者の自立に向けた支援

重点I

2 若年女性支援事業 **871万円(871万円)**

公的機関への相談につながりにくい若年女性を対象として、アウトリーチ型の支援や居場所の提供等を実施する団体に対し、事業費の補助を行います。

3 女性緊急一時保護施設補助事業 **1,473万円(1,473万円)**

民間の女性緊急一時保護施設の運営費等を補助し、支援体制を確保します。

4 加害者更生プログラムへの事業費補助 **100万円(100万円)**

DV被害者支援の一環として、様々な形で加害者更生プログラムを実施している民間団体への補助を行います。

5 母子生活支援施設緊急一時保護事業 **4,891万円(6,435万円)**

DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。

16 児童扶養手当等

千円				
本年度	9,364,815	本年度の 財源内訳	国	2,753,343
前年度	10,457,490		県	0
差引	△1,092,675		その他	20,285
			市費	6,591,187

事業内容

ひとり親家庭等に対して、手当の支給及び特別乗車券の交付を行います。

重点II

1 児童扶養手当 **85億3,407万円(96億174万円)**

ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。

なお、児童扶養手当の事務処理について、区役所業務の一部集約化を全区展開し、市民の利便性向上及び事務の効率化を図ります。

- (1) 支給月 奇数月に前2か月分を支給
- (2) 月平均児童数 23,294人
- (3) 手当額(児童1人あたり・月額)

	全部支給	一部支給
児童1人目	48,050円	48,040～11,340円
児童2人目以降 1人につき	11,350円	11,340～5,680円

*手当額は、「全国消費者物価指数」に合わせて毎年4月に改定

※R6.11月分から、所得制限限度額の引上げ及び第三子の手当額が増額

2 特別乗車券の交付 **8億3,075万円(8億5,575万円)**

児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。(世帯に1枚交付)

地域交通にも対応しています。
【8年度交付見込み】12,408枚

17 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化

千円

本年度	4,239,903	本年度の 財源内訳	国	1,253,644
前年度	5,734,734		県	106,935
差引	△1,494,831		その他	25,798
			市費	2,853,526

事業内容

「横浜市子供を虐待から守る条例」を基に、支援策の充実や組織的対応の強化、人材育成、関係機関相互の連携強化、広報・啓発等により、総合的な児童虐待防止対策を推進します。

1 児童虐待対策の総合的な推進 <拡充>

重点I

10億7,605万円(9億5,402万円)

(1) 区役所の相談支援機能の強化<拡充> **新中期**

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を強化するため、区こども家庭支援課に「こども家庭センター機能」を設置しており、8年度は、6区(鶴見区・港南区・港北区・戸塚区・泉区・瀬谷区)で運営します。

9年度の全区設置に向けて、専門職の業務効率化を進め、こどもやその家庭が抱える多様な課題や相談に対応できるよう、専門職向け研修を充実し、人材育成を推進します。

(2) 新たな児童家庭相談システムの構築 **新中期**

区こども家庭支援課と児童相談所において、こどもと家庭の支援に関する情報を一元管理し、情報共有を円滑化する新たな児童家庭相談システムを構築し、令和8年度中に運用を開始します。これにより、業務効率化を図り、専門職による個別支援や地域支援を強化します。

(3) 多言語通訳対応の充実<拡充> **新中期**

こどもとその家庭への支援を充実させるため、タブレット端末によるオンラインでの多言語通訳対応について、区役所窓口での実施に加え、家庭訪問等での活用を全区で実施します。

○実施区 新規12区、継続6区

(4) こども家庭相談 **新中期**

こども本人からの相談や妊娠期から思春期までの子育てに関する様々な不安や悩み、不登校やいじめ、ヤングケアラーなどの幅広い内容に対して、保健師・助産師や社会福祉職などの専門職が電話相談や来所相談に応じ、情報提供や専門機関への紹介等、適切な支援を行います。

(5) 区役所における人材の育成 **新中期**

虐待対応における専門性強化のため、専門家による研修やスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図るとともに、区役所の調整担当者に対して、児童福祉法に規定する調整担当者研修を実施します。

また、区役所へ児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医や、児童福祉の専門家を派遣し、児童虐待対応力の向上を図ります。

(6) 関係機関との情報共有、連携強化 **新中期**

要保護児童対策地域協議会の支援体制の維持・向上のため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。

また、県と協力し、児童相談所と警察との迅速な連携のため、システムを活用した情報共有を行います。

(7) 親子関係形成支援<拡充> **新中期**

こどもとの関わり方や子育てに悩み、不安を抱えるなど、支援が必要な保護者に対し、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニング等を実施し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

8年度は、6区でモデル実施します。

○実施区 新規3区、継続3区

(8) 児童虐待防止の広報・啓発 **新中期**

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、公共交通機関やSNS等を活用した広報啓発に取り組みます。

また、重篤事例の検証結果を踏まえ、こどもの命の尊重や体罰等によらない子育ての広報啓発に取り組みます。

2 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化<拡充>

31億6,385万円(47億8,071万円)

令和8年4月1日に新たに東部児童相談所を鶴見区に開設し、5か所の児童相談所で、相談や調査・支援、児童の一時保護等を実施します。

また、児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談所の体制を強化するとともに、人材の育成に取り組みます。

(1) 児童虐待防止対策事業<拡充>

児童虐待の早期発見・早期対応とともに、在宅支援による再発防止など、児童の安全を守り、福祉の向上を図るための専門的な支援に取り組みます。

ア 児童虐待の相談・通告への対応

「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営など、24時間365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

イ 在宅支援における訪問相談・安全確認等の充実<拡充>

在宅での養育の安定を図るため、児童相談所から養育支援家庭訪問員や養育支援ヘルパーを派遣し相談や家事支援を行うことにより、児童の安全確認の徹底と再発防止に取り組みます。

8年度は、養育支援ヘルパーの委託料単価を引き上げます。

ウ 法律や医療等の専門的対応力の強化

弁護士・医師や児童相談所業務の専門家等による高度な知見に基づき、対応困難な事例に対し、適切な評価・判断による支援を行います。弁護士による児童相談所職員への法的助言の機会を確保します。

エ 一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例への対応と児童対象性暴力等の防止<拡充>

一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例に基づき、より安心して過ごせるように児童の権利擁護や個別的なケアを推進していきます。

引き続き、児童の安全に配慮しながら原籍校への通学支援を行うことで教育を受ける機会を確保するとともに、「横浜市こどもの意見表明支援事業」を活用し、一時保護施設入所児童の意見表明の機会を、月1回から月2回の実施に拡充します。

オ 児童相談所DX事業の推進

児童福祉司が保護者や児童との面接時等にタブレット端末にて、動画やイラストを用いて、よりわかりやすく説明し、こどもの意見を適切に聴取できるように取り組みます。

カ 児童相談所における人材の育成

保育所や学校等にこどもや家庭の見守りのポイントについて助言を行い、早い段階で必要な支援窓口につなげる、アーリーヘルプが担える人材を育成します。

(2) 児童相談所等の整備・環境改善<新規>

7年度に発生した児童相談所一時保護施設内での盗撮事件の再発防止の取組の一環として、児童の安心・安全確保のため、一時保護施設の共用部に防犯カメラの追加設置を進めます。

また、北部児童相談所一時保護所の空調設備更新工事及び南部児童相談所の空調設備の追加設置工事を実施します。

■コラム

～横浜市子供を虐待から守る条例について～

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、こどもが虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力でこどもと家庭を支える環境づくりを推進するため、議員提案により平成26年6月に制定され、同年11月に施行されました。

また、令和元年6月に児童虐待防止法が改正され、親権者による体罰の禁止が明文化されたことなどを踏まえ、令和3年10月に本条例の一部改正を行いました。

体罰など、こどもの品位を傷つける行為がなく、全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。

本条例において、横浜市、市民、保護者及び関係機関等の責務を定め、児童虐待対策の具体的な取組を明確にし、児童虐待防止及び適切な対応に取り組んでいます。

18 社会的養育の推進

千円				
本年度	9,914,122	本年度の 財源内訳	国	4,419,127
前年度	9,161,219		県	93,449
差引	752,903		その他	74,280
			市費	5,327,266

事業内容

支援が必要な家庭で暮らすこどもや、代替養育を必要とするこどもが、落ち着いた環境の中で安定した生活が送れるよう、社会的養育推進計画に基づいて取組を進めていきます。

1 里親制度等の推進 3億4,644万円 (2億9,658万円)

(1) 里親の確保に向けた取組

里親フォスタリング機関を活用して、アウトリーチ型の里親リクルートを積極的に行うほか、制度説明会や個別相談会についてオンライン開催など開催方法を工夫して、担い手を増やします。併せて、里親の法定研修のほか、各種研修の実施により里親の養育力を高めます。

また、里親支援センターの設置に向けて、関係機関等との連携方法など検討を行います。

(2) 里親家庭への支援<拡充>

児童相談所の里親専任職員や里親対応専門員が施設など関係機関と連携して、委託前から委託後まで丁寧に支援します。

こどもと里親との委託前の交流や関係調整を十分に行うために、里親委託のための調整期間における生活費等を新たに支給します。

(3) ファミリーホーム事業

地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホームを運営します。新規開設時の物件探しのサポートや費用補助を行うことで、新規ホームの開設を支援します。

2 養育支援の充実<拡充> 8億7,537万円 (7億1,715万円)

(1) 横浜型児童家庭支援センター<拡充>

児童家庭支援センターで、相談員や心理担当職員が家庭の子育てに関する様々な相談に応じ、区役所・児童相談所など関係機関と連携し専門的な相談、支援が必要な家庭の見守りなどを行います。また、訪問等による指導・支援を月2件から月3件に拡充し職員配置加算を創設します。

(2) 子育て短期支援事業

保護者の病気等の理由で、一時的に家庭でのこどもの養育が難しくなった場合、各区の児童家庭支援センターや市内の乳児院等でショートステイやトワイライトステイなどの一時的な預かりを実施します。

3 児童措置費等 80億3,440万円 (76億1,666万円)

児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設や里親等に措置・委託した際や、母子生活支援施設や助産施設に入所した際の、施設の運営等にかかる費用を支弁します。また、入所児童等の教育費や、施設職員の処遇改善や経験等に応じた加算を実施し、児童の養育環境の向上を図ります。

また、施設職員の専門性の向上のため、「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得に係る費用（研修受講費、旅費、代替職員の配置等）を支弁します。

重点1

4 こどもの意見表明支援事業<拡充> 1,731万円 (1,438万円)

意見表明支援員による児童養護施設等への訪問先に、児童相談所一時保護施設を加えて実施し、児童福祉法に定める「こどもが意見を表明する機会」を確保します。

5 施設を退所するこども等への支援

6億4,061万円 (5億1,646万円)

(1) 社会的養護自立支援拠点事業 新中期

施設等入退所者や、虐待を受けた経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった人等が、社会で自立した生活を送れるよう相談支援を実施し、居場所(B4S PORT よこはま)の運営や心理的ケア、弁護士等の配置等により法律相談を行います。

また、帰住先を失っている対象者を一時的に宿泊させ、食事・入浴等の提供、専門的アドバイスを実施します。

(2) 資格等取得支援事業

施設等退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、運転免許やヘルパーなど就職に必要な資格取得の費用や、専門学校・大学等に進学する際の初年度納入金及び家賃を支給します。

(3) 児童自立生活援助事業

主に、義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営します。

■ 施策分野 3

基本施策 ⑨

19 ワーク・ライフ・バランスの推進

千円

本年度	12,197	本年度の 財源内訳	国	0
前年度	10,654		県	8,283
差引	1,543		その他	0
			市費	3,914

事業内容

ワーク・ライフ・バランスの推進のため、普及・啓発、父親育児支援、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組みます。

1 ワーク・ライフ・バランスの推進〈拡充〉 1,220万円(1,065万円)

(1) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援〈拡充〉

結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けにセミナーを開催します。

また、高校生等の若い世代向けに、自分自身の考えや見通しを整理するための機会や知識の提供など、ライフデザイン支援に取り組みます。

○ライフデザイン支援実施箇所数 4 か所
(令和7年度：2 か所)

(2) 父親育児支援

地域ケアプラザ等の身近な施設及び市内企業においても父親育児支援講座を開催します。

また、横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」等による情報発信を行います。

(3) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

社会全体で子育てに取り組む気運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する市民向けの普及・啓発等に取り組みます。

■ 計画の推進

20 計画の推進

千円

本年度	37,409	本年度の 財源内訳	国	0
前年度	21,549		県	0
差引	15,860		その他	0
			市費	37,409

事業内容

横浜の将来を担う子ども・青少年の健やかな成長のため、各計画を着実に推進します。

重点!

1 子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの推進〈拡充〉
1,741万円(2,032万円)

(1) こどもの意見を大切にする取組の推進〈拡充〉

新たに、こどもを委員とする会議等により、こどもの意見を聴取し、施策に反映していくための取組を推進するとともに、こどもの意見を社会全体で大切にしていくための広報・啓発を行います。

(2) 計画の推進に係る調査等

柔軟に施策を展開していくため、ニーズの把握や事業の効果検証などの視点を盛り込んだ、子育て世帯向け意識調査等を行います。

(3) 横浜市子ども・子育て会議の開催

有識者や子育て支援者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、計画の実施状況の点検・評価等に関する審議を行います。

2 横浜市こどもの貧困対策に関する計画の推進〈拡充〉 新中期 重点!

(1) 次期計画の策定〈新規〉

今後5か年(9年度~13年度)で取り組む施策を示す第3期計画を策定するため、実態把握調査や支援者・有識者からの意見聴取、市民意見募集等を実施します。

(2) こどもの貧困対策に関する計画推進会議の開催

子どもや家庭への支援に関わる団体や学識経験者等からなる会議において、計画推進や次期計画策定のための意見聴取等を行います。

■ 施策分野 3

基本施策 ⑨

21 児童手当

千円

本年度	70,040,705	本年度の 財源内訳	国	56,651,186
前年度	70,226,920		県	6,521,110
差引	△186,215		その他	7,187
			市費	6,861,222

事業内容

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。

1 児童手当

700億4,071万円 (702億2,692万円)

重点II

(1) 支給対象児童
0歳から高校生年代までの児童

(2) 支給額 (児童1人あたり)

3歳未満	第1・2子	月額 15,000円
	第3子以降	月額 30,000円
3歳以上 高校生年代まで	第1・2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 30,000円

(3) 支給時期
偶数月にそれぞれの前2か月分までを支給

(4) 月平均児童数
472,753人

■ 特別会計 (母子父子寡婦福祉資金会計)

22 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
(母子父子寡婦福祉資金会計)

千円

本年度	619,069	本年度の 財源内訳	国	0
前年度	320,099		県	0
差引	298,970		その他	574,874
			市費	44,195

事業内容

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。

1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 6億1,907万円 (3億2,010万円)

- (1) 対象者
 - ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等
 - イ 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない人
- (2) 主な資金
修学資金、就学支度資金等 (12資金)
- (3) 貸付利子
無利子又は年利1.0%
- (4) 償還について
滞納者に対しては電話・通知での償還交渉を行います。
○期間：据置 (6か月又は1年) 後3年～10年以内
- (5) 貸付限度額 (例：修学資金)
 - 私立高校 (自宅通学)：30,000円/月額
 - 私立大学 (〃)：72,000円/月額
 - 大学院 (修士課程)：88,000円/月額
- (6) 国への償還及び一般会計への繰入れ
6年度の決算において生じた剰余金について、国の定める算定方法に基づき、一部を国へ償還し、一部を一般会計へ繰り入れます。
 - 国への償還額 2億7,107万円 (7年度：6,821万円)
 - 一般会計繰出金 1億3,523万円 (7年度：3,403万円)

横浜市中期計画2026－2029における施策群別の事業概要掲載項目について

施策群 6

子育て支援

事業概要掲載項目名	掲載ページ
横浜子育てサポートシステム事業	P.15
子育て応援アプリ「パマトコ」事業	P.16
子育て応援賃貸住宅における交流促進等事業	P.16
私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～	P.19
私立幼稚園等一時預かり保育事業	P.19
保育所等での一時保育事業	P.20
乳幼児一時預かり事業	P.20
土日祝日一時預かり事業（仮称）	P.20
24時間いつでも預かり保育事業	P.20
商業・集客施設等での横浜型短時間預かり事業	P.21
イベント時等の横浜型短時間預かり補助事業	P.21
こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業	P.21

施策群 7

保育・幼児教育

事業概要掲載項目名	掲載ページ
施設型給付及び地域型保育給付	P.17
保育・教育施設及び地域型保育向上支援費	P.17
横浜保育室助成事業	P.18
認可外保育施設等への助成	P.18
私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費	P.19
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	P.19
病児・病後児保育事業	P.21
保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保	P.24
年度限定保育事業	P.25
入所が可能な小規模保育事業への送迎支援	P.25
施設整備によらない待機児童対策モデル事業	P.25
保育所等経営課題分析・サポート事業	P.25
保育所等の整備	P.26
保育・教育コンシェルジュの配置及び個別フォローの実施	P.26
園選びのための保育所等情報サイトを通じた情報発信	P.26

施策群8 こどもの体験機会づくりと居場所の充実

事業概要掲載項目名	掲載ページ
プレイフルラーニングの実施	P.22
放課後キッズクラブ事業	P.27
放課後児童クラブ事業	P.27
放課後児童サポート事業	P.27

施策群15 障害児・者支援

事業概要掲載項目名	掲載ページ
地域療育センター運営事業	P.30
障害児通所支援事業	P.31
障害児医療連携支援事業	P.31

施策群19 困難を抱えた人の支援

事業概要掲載項目名	掲載ページ
地域ユースプラザ事業	P.32
若者サポートステーションにおける相談・支援	P.32

施策群9 困難な状況にある子ども・家庭への支援

事業概要掲載項目名	掲載ページ
困難を抱える若者に対するSNS相談事業 (よこはま子ども・若者相談室)	P.32
ヤングケアラー支援事業	P.32
寄り添い型生活支援事業	P.32
ひとり親家庭等自立支援事業	P.33
区役所の相談支援機能の強化	P.35
新たな児童家庭相談システムの構築	P.35
多言語通訳対応の充実	P.35
こども家庭相談	P.35
区役所における人材の育成	P.35
関係機関との情報共有、連携強化	P.35
親子関係形成支援	P.35
児童虐待防止の広報・啓発	P.35
社会的養護自立支援拠点事業	P.37
横浜市こどもの貧困対策に関する計画の推進	P.38

横浜市子どもの貧困対策に関する計画と令和8年度事業概要との関係

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画（4年度～8年度）」に基づき、こどもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めていきます。

項目名	掲載ページ
1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」	
寄り添い型生活支援事業	P32
寄り添い型学習支援事業《健康福祉局》	—
放課後学び場事業《教育委員会事務局》	—
就学奨励事業《教育委員会事務局》	—
2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」	
こども食堂等支援事業	P29
地域ユースプラザ事業	P32
若者サポートステーションにおける相談・支援	P32
困難を抱える若者に対するSNS相談事業（よこはま子ども・若者相談室）	P32
ヤングケアラー支援事業	P32
困難を抱える高校生支援事業（横浜総合高校「ようこそカフェ」運営支援等）《教育委員会事務局》	—
3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」	
ひとり親家庭等自立支援事業	P33
児童扶養手当	P34
ひとり親世帯等に対する減免制度	—
4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」	
社会的養護自立支援拠点事業	P37

※放課後児童サポート事業の長期休業期間中における昼食提供について、利用料金の半額減免を新設



CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん

